

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2025年4月1日
(第67期) 至 2026年3月31日

セブン工業株式会社

岐阜県美濃加茂市牧野1006番地

(E00633)

目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	8
3. 事業等のリスク	11
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	13
5. 重要な契約等	18
6. 研究開発活動	18
第3 設備の状況	19
1. 設備投資等の概要	19
2. 主要な設備の状況	19
3. 設備の新設、除却等の計画	20
第4 提出会社の状況	21
1. 株式等の状況	21
(1) 株式の総数等	21
(2) 新株予約権等の状況	21
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	21
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	21
(5) 所有者別状況	22
(6) 大株主の状況	22
(7) 議決権の状況	23
2. 自己株式の取得等の状況	23
(1) 株主総会決議による取得の状況	23
(2) 取締役会決議による取得の状況	23
(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容	24
(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況	24
3. 配当政策	24
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	25
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	25
(2) 役員の状況	30
(3) 監査の状況	36
(4) 役員の報酬等	38
(5) 株式の保有状況	39
5. 従業員の状況等	40
(1) 人材戦略に関する基本方針等	40
(2) 従業員の状況	41
第5 経理の状況	42
1. 財務諸表等	43
(1) 財務諸表	43
(2) 主な資産及び負債の内容	76
(3) その他	79
第6 提出会社の株式事務の概要	80
第7 提出会社の参考情報	81
1. 提出会社の親会社等の情報	81
2. その他の参考情報	81
第二部 提出会社の保証会社等の情報	82
[内部統制報告書]	
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【事業年度】	第67期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	セブン工業株式会社
【英訳名】	SEVEN INDUSTRIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 木下 浩一
【本店の所在の場所】	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地
【電話番号】	0574-28-7800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 田口 浩司
【最寄りの連絡場所】	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地
【電話番号】	0574-28-7800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 田口 浩司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	16,016	17,655	15,264	15,419	15,589
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	478	328	42	189	△60
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	361	231	△783	184	△127
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	2,473	2,473	2,473	2,473	2,473
発行済株式総数 (千株)	4,673	4,673	4,673	4,673	4,673
純資産額 (百万円)	6,948	7,090	6,219	6,313	6,097
総資産額 (百万円)	11,984	11,825	10,556	10,942	10,949
1株当たり純資産額 (円)	1,556.29	1,588.17	1,393.16	1,414.40	1,366.17
1株当たり配当額 (円)	17.00	20.00	20.00	20.00	20.00
(うち1株当たり中間配当額)	(7.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	81.07	51.82	△175.58	41.43	△28.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	58.0	60.0	58.9	57.7	55.7
自己資本利益率 (%)	5.3	3.3	—	3.0	—
株価収益率 (倍)	6.8	9.8	—	12.4	—
配当性向 (%)	21.0	38.6	—	48.3	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△332	281	879	328	△264
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△71	△256	△229	△505	△674
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	360	△2	△297	243	484
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	751	775	1,130	1,197	743
従業員数 (人)	404	399	392	378	376
[外、平均臨時雇用者数]	[82]	[82]	[100]	[107]	[125]
株主総利回り (%)	122.9	118.4	123.4	127.5	136.6
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(102.0)	(107.9)	(152.5)	(150.2)	(202.2)
最高株価 (円)	680	592	651	556	577
最低株価 (円)	454	480	483	443	448

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第65期の当期純損失については、固定資産に係る多額の減損損失の計上等によるものであります。

3. 第65期及び第67期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。第64期以前及び第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため記載しておりません。
5. 自己資本利益率、株価収益率及び配当性向について、第65期及び第67期は当期純損失であるため記載しておりません。
6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
7. 第67期の1株当たり配当額20.00円のうち、期末配当額10.00円については、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2 【沿革】

年月	概要
1961年2月	丸七白川口市売木材(株)を設立し、東洋林業(株)東洋木材市場の浜間屋として木材市売業を開始
1975年12月	(株)白川口へ木材市売業務を営業譲渡
1976年6月	商号を丸七住研工業(株)に変更
1976年7月	本店を愛知県春日井市から、岐阜県加茂郡白川町に移転
1976年10月	(名)丸七白川口製材所(現、(株)丸七)から、同社が1966年4月に生産開始していた集成材部門の営業権を譲受、集成材の生産を開始するとともに、日本集成材工業会(現、日本集成材工業(協))の会員資格を承継
1976年10月	白川第一工場(現、廃止)、白川第二工場(現、白川工場)及び七宗工場(現、七宗第一工場)を設置
1976年10月	名古屋支店(現、中部営業所)を設置
1976年12月	造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び構造用集成材のJAS認定(七宗工場) 東京事務所(現、東京営業所)を設置
1977年4月	大阪出張所(現、大阪営業所)を設置
1985年4月	構造用大断面集成材工場を建設
1986年3月	一級建築士事務所を開設
1986年4月	建設大臣の認定を受けた構造用大断面集成材による自社工場(七宗第二工場)を建設
1987年4月	構造用大断面集成材(甲種、乙種)のJAS認定(大断面工場)
1988年3月	住宅用木質パネルの生産を目的とした、丸七ミヤマ工業(株)を設立
1988年4月	本店を岐阜県加茂郡七宗町に移転
1988年10月	白川林材生産(協)から工場を買取り、七宗第三工場を設置
1989年3月	特定建設業の許可
1989年5月	美濃加茂工場を建設(現、美濃加茂第一工場)
1990年4月	企業イメージの確立を図るため、セブン工業(株)に商号変更
1991年5月	名古屋証券取引所市場第二部に上場
1992年5月	美濃加茂第二工場を建設
1993年6月	丸七ミヤマ工業(株)から土地、建物を買取り、美濃加茂第三工場を設置
1996年4月	和室、特注部材の生産を目的とした、(株)オバラシマリスの株式取得
1996年6月	本店を岐阜県美濃加茂市に移転
1997年5月	美濃加茂物流加工センターを建設(現、美濃加茂第四工場)
2000年1月	ISO9001の認証取得
2000年3月	東京証券取引所市場第二部に上場
2001年7月	本社機能を岐阜県美濃加茂市から名古屋市中区に移転
2004年3月	当社の株式の公開買付により、住友商事(株)が議決権の50.7%を取得
2004年4月	美濃加茂市に資材物流センターを建設 ISO14001の認証取得
2004年8月	本社機能を名古屋市中区から岐阜県美濃加茂市に移転
2007年3月	(株)オバラシマリスと合併契約書を締結 丸七ミヤマ工業(株)及び(株)オバラシマリスを完全子会社化
2007年6月	(株)オバラシマリスを吸収合併
2008年1月	丸七ミヤマ工業(株)と合併契約書を締結
2008年4月	丸七ミヤマ工業(株)を吸収合併
2008年11月	構造用集成材及び構造用大断面集成材の生産を中止
2010年1月	パナソニック電工岐阜(株)(2010年7月解散)の株式をパナソニック電工(株)(現、パナソニック(株))に譲渡
2015年2月	住友商事(株)が保有していた当社株式の一部を都築木材(株)及び西垣林業(株)に譲渡
2017年3月	CAD設計積算を主な事業としたベトナム企業であるS.E.V.E.N - VIET INDUSTRIES JOINT STOCK COMPANY(現、J-VIET JOINT STOCK COMPANY)の株式取得(資本金6,000,000,000 VND 当社出資比率39.9%)
2020年12月	住友商事(株)が保有していた当社株式の全部を都築木材(株)(議決権の所有割合26.9% 主要株主)及び西垣林業(株)(議決権の所有割合23.5% 主要株主)に譲渡
2022年4月	東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場区分の見直しにより、両取引所における市場第二部から、それぞれスタンダード市場、メイン市場に変更

年月	概要
2025年 1 月	都築木材㈱が公開買付けにより、西垣林業㈱が所有する当社株式の一部（594,840株）を取得（現、都築木材㈱の議決権所有割合40.3% 主要株主、西垣林業㈱の議決権所有割合10.2% 主要株主）
2026年 4 月	集成材等の製造販売を主たる事業とする山口工業㈱の全株式を取得し、完全子会社化

3 【事業の内容】

当社の企業集団等は、当社及び関連会社1社の計2社により構成されており、集成材等を使用した住宅部材を品目別に生産販売しているほか、不動産の賃貸管理を行っております。

当社の事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

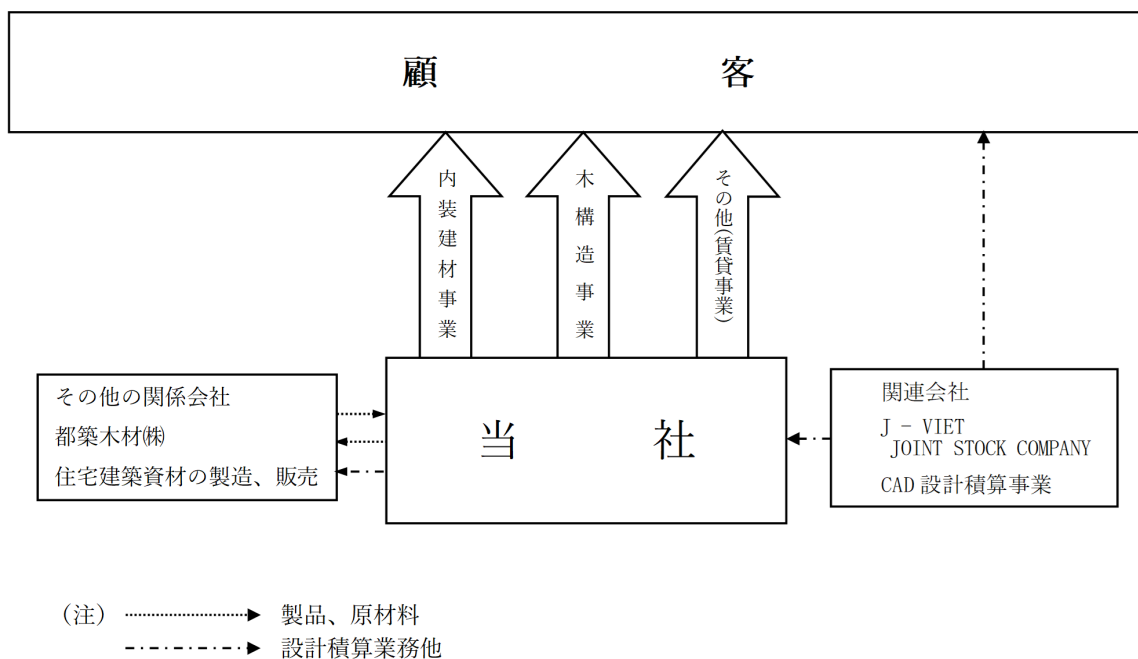
また、次の各事業は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

内装建材事業・・・内装部材（階段・手摺・カウンター・和風造作材・框・洋風造作材）

木構造事業・・・構造部材（プレカット加工材・住宅パネル）・施設建築

その他・・・賃貸事業（不動産の賃貸管理）

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 都築木材(株)	長野県 伊那市	20	住宅建築資材の製 造、販売	被所有 40.3	当社は製品の販売 及び木質建材を仕 入れています。 役員の兼任…有

(注) 上記以外に持分法非適用関連会社が1社あります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「真実と努力」及び「行持報恩」を基本理念とし、常に真理に則った誠実な行動を実践するとともに、公正性と透明性を重んじる企業倫理に基づいた事業活動を通じて、あらゆるステークホルダーから信頼される企業価値の創造と発展を目指しております。

品質方針においては「お客様へ最大の満足と安心を提供する」を掲げ、顧客ニーズを的確かつ迅速に捉え、快適で付加価値の高い製品・サービスを創出し続けます。更に、環境方針として「地球環境との共生」を定め、その理念に沿ったマネジメントシステムを構築・運用することで、環境配慮型の事業展開を積極的に推進しています。

これらの取り組みを通じて、持続的な成長を可能とする企業基盤を確立し、企業価値の最大化を実現してまいります。

(2) 経営戦略等

当社を取り巻く事業環境は大きな転換期を迎えており、新設住宅着工戸数は、かつての100万戸超から足元では約80万戸を割り込む水準に減少し、少子高齢化・人口減少に伴い今後も緩やかな縮小が見込まれます。一方、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みとして、木造化・木質化によるCO₂長期固定化が推進されており、大阪・関西万博での大屋根リング建設をはじめ国策としての木材利用は拡大の一途をたどっています。

こうした流れにより、非住宅分野での木材需要拡大や“ウッドファースト”の潮流が加速するなか、大工職人の減少・高齢化による担い手不足、現場作業の負荷増大を背景に、省施工化ニーズも一段と高まっており、木材加工事業を多面的に展開する当社は、自社の強みを最大限に発揮できる好機と捉えております。非住宅建築向けの提案力を強化し、木造化領域の拡大と新市場開拓を推進するとともに、パネル事業を核としたユニット化による新商品開発や、完全プレカット階段の拡充など、省施工化ソリューションを積極的に展開し、すでに複数の取り組みの成果が顕在化しつつあります。

更に、内装建材事業と木構造事業という二つの柱を有する「当社ならではの」の事業構造を活かし、両領域のシナジー創出を図る施策を進めるとともに木材の持つ多様な可能性を追求し、コーポレートスローガン「伝えたい届きたい WOOD IDEA」の具現化に向けた挑戦を継続してまいります。

(3) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上並びに財務上の課題

今後の経済の見通しにつきましては、米国の通商政策の動向、ウクライナ情勢及び中東情勢の緊迫化といった地政学的リスクに加え、為替相場の変動等も懸念され、依然として先行き不透明な状況が継続するものと予測されます。特に、中東情勢に起因するエネルギー価格及び各種資材価格への影響に加え、サプライチェーンの分断による物資調達の不安定化など、経済活動全般に大きな影響を及ぼす可能性があるものと認識しております。

当社が属する住宅関連業界におきましても、中東情勢の緊迫化に伴う資源価格の高騰や供給面の不安定化が懸念され、住宅着工の抑制や住宅価格の更なる上昇につながる可能性も否定できず、新設住宅着工戸数は低水準で推移するとともに、価格競争の激化も一層進展するなど、予断を許さない事業環境が継続するものと見込まれます。

このような状況のもと、当社におきましては、翌事業年度のスローガンとして「Create New7 <3.0> “投資を力に！成果を形に！”」を掲げ、過去2年間にわたり進めてきた各種施策を成果として具現化する、攻勢フェーズと位置付けております。プレカット及びカウンターにおける大型投資のフル稼働、大手建材メーカーとの協業による階段事業の展開、本年4月に取得した子会社の事業特性を活かした非住宅分野の更なる拡充など、収益基盤の強化に資する取り組みを推進してまいります。

内装建材事業においては、事業特性上、中東情勢に起因する資源価格の高騰及び供給体制への影響が特に懸念されることから、こうした外部環境の変化への対応を図り、より踏み込んだ販売価格の適正化及び原価低減活動の徹底に取り組んでまいります。また、前事業年度に実施した設備投資によりカウンターの生産体制を強化し、生産性向上への寄与を目指すとともに、かねてより準備を進めてきた階段製品の協業事業を開始し、当該事業領域における主力製品の底上げを図ります。加えて、子会社の展開を通じ、同社の加工技術及びノウハウを活用した非住宅向け製品の拡充を進め、提案力の強化及び販売機会の拡大につなげてまいります。

木構造事業においては、主力のプレカット事業において多くの課題を残したことを踏まえ、まずは新プレカットラインの稼働能力を最大限発揮できる体制の構築を進め、生産効率の向上と加工能力の最大化を図ってまいります。また、これらの設備を活かした大型物件及び非住宅木造建築分野の受注拡大に取り組み、引き続き非住宅分野への展開強化を進めてまいります。さらに、建築基準法改正等による構造計算需要の増加などの環境変化も見据え、設計支援体制の強化や技術提案力の向上を図るとともに、加工技術の高度化による差別化を推進し、競争力強化に努めてまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、売上高営業利益率及びROE（株主資本利益率）を、経営上の重要指標として位置付けており、売上高営業利益率3%、ROE5%以上の達成を経営目標として掲げております。

この目標の実現に向けては、木材に特化した高度な技術力を基盤とし、優れた品質基準の下、付加価値の高い製品群の拡充を図っております。あわせて、非住宅分野への事業領域の拡張並びに、当社の強みである内装建材事業と木構造事業との融合によるシナジー創出を推進し、安定的かつ持続的な成長の実現を目指してまいります。

また、資本コストに関しては、先行き不透明な経営環境が継続するなか、自己資本の現状水準を維持しつつ、将来を見据えた設備投資及び株主価値の向上に資する配当政策を総合的に勘案し、資本効率を重視した経営に努めております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) サステナビリティの基本方針

当社は、社是である「真実と努力」及び「行持報恩」を基本理念とし、すべてのステークホルダーからの信頼を得る、事業の創生及び構築を基本姿勢としております。また、「顧客に最大の満足と安心」を品質方針とし、顧客ニーズに即応した快適な商品の創造・供給に注力しております。更に、「地球環境との共生」をテーマに環境マネジメントシステムを構築し、積極的な事業展開を推進しております。

これらの取り組みを通じて、持続可能な社会の実現及び企業価値の最大化に向け、引き続き邁進してまいります。

① ガバナンス体制

事業活動においてサステナビリティマネジメントを推進するにあたり、当社はサステナビリティの基本方針に基づき、以下の方針及び体制を定め、かかる活動を推進しております。

ガバナンスにおいては、当該事項の担当部門又は内部統制を管掌するインターナルコントロール委員会並びにコンプライアンスを管掌する企業倫理委員会から、執行役員会に報告され、そのなかでも重要な内容は取締役会において報告され、協議しております。また、独立役員を含む社外取締役、社外監査役のみの会合を通じ、それぞれの専門的かつ独立的見地からの経営に対する提案を行うなど、より健全なガバナンス体制へと強化する施策を進めております。

② リスク管理

当社は、事業継続及び経営目標の達成に影響を及ぼすリスクを適切に管理するため、「リスク管理規程」を制定し、損失の最小化を図るとともに、企業の社会的責任を全うし、信用維持に努めております。リスク管理の手法としては、リスク事象を分類の上、各リスクの予見及び災害・事故等、具現化したリスクへの検証・対応を所掌する管掌機関を定め、各委員会又は会議体の決定に基づき対策を講じ、その進捗を適宜確認しております。

近年は、気候変動に伴う風水害の激甚化に備えた対応や、防災意識の啓発にも注力しており、防災訓練等を通じた従業員教育を実施しております。

また、大規模災害等により事業継続に重大な支障を来すおそれがある場合には、社長を最高責任者とする全社緊急対策本部を設置し、あわせて部門単位で部門緊急対策本部を編成、緊急連絡メールシステムの整備等により、初動遅延の防止を図る体制（事業継続計画（BCP）に基づく対応）を構築しております。全社緊急対策本部は、情報の収集・分析、対策の決定・指示、関係機関との連絡・連携を担い、一方で部門緊急対策本部は、所管インフラや建屋・設備の復旧、並びに生産再開に向けたマニュアルの策定と体制整備を行い、早期復旧を可能とする体制を整備しております。

(2) 重要なサステナビリティ項目

① 地球環境問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題への意識が高まる中、温室効果ガス削減及びカーボンニュートラル実現に向け、木造化・木質化によるCO₂の長期固定化が国策として推進されています。東京2020オリンピックに続き、大阪・関西万博においても木材利用が進展しており、こうした動きは大規模イベントや商業施設に留まらず、行政庁舎、学校、介護施設、物流倉庫など非住宅分野全般で木材需要が拡大しています。一方で、建築現場における大工職人の減少・高齢化も進行しており、省施工化は環境面のみならず社会的課題となっています。

このような環境下、当社は木材利用促進及び省施工化対応分野において、自社の差別化と提案力を発揮できると考え、ウッドファースト時代を見据えた木材利用促進や、省エネルギー住宅対応など社会課題解決に資する取り組みを推進しております。具体的施策としては、省力化・産業廃棄物削減・省エネルギーに貢献する製品として「NEO SMART PANEL」の展開、及び既存製品である完全プレカット階段「エコプレ」の拡充、木質化を推進する市場ニーズの具現化に資する取り組みを進めております。

また、環境マネジメントに関しては、ISO14001に基づく事業活動を通じ、電力使用量・CO₂排出量・産業廃棄物処理量・環境法令遵守状況を適切に管理し、リスク低減に努めています。加えて、太陽光発電設備の拡充などサステナブルエネルギー供給に向けた取り組みも継続してまいります。

② 人的資本及び多様性

当社は、社是及びコーポレートスローガンに基づく、社会・環境への貢献を企業理念として掲げ、向上心と挑戦意欲の醸成、高い倫理観の涵養を人事施策の根幹に据えております。これらの価値観・行動指針を明示した「seven philosophy（社員手帳）」を全従業員に配布し、意識の共有及び浸透を図っております。

人事制度においては、風通しの良い企業風土の醸成、職場環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進及び健康・能力開発の促進、更には生活基盤の支援といった観点から制度設計・運用を行っております。

人材育成に関しては、中堅社員を対象とする長期研修や、管理職向けの定期研修を通じて、組織の中核を担

う人材の育成と士気の向上に取り組んでいます。加えて、Web社内報による情報発信や職場または部門の垣根を超えた懇親の機会促進等を通じて、社内コミュニケーションの活性化及び企業風土の醸成を推進しております。

採用・登用においては、人物本位の方針のもと属性にとらわれない公正な選考を実施しております。仕事と育児の両立支援や女性活躍推進にも注力しており、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」に登録しているほか、男女問わず育児休業取得の促進や役職への登用における性別比率の均衡を目指しております。

また、採用・雇用環境の変化や地域特性を踏まえ、休日数の増加、賃金水準の見直し等の施策を講じ、採用力及び定着率の向上を図っております。外国人労働者の受入体制整備も進めており、多様な人材が安心して就業できる職場環境の構築を継続しております。

なお、当社では、上記において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次の通りであります。

指標	目標	実績（当事業年度）
女性労働者の上位職への昇進率	2030年3月までに3%	5.3%
年次有給休暇の平均取得率	2030年3月までに60%以上	57.5%

(3) 持続可能な開発目標の達成に向けた取組

当社は、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けた取組みを強化するために、2022年1月に「SDGs宣言」し、持続可能な社会の実現に向けた活動について組織全体で共通認識を持ち、その解決に向け活動に取り組んでおります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

『木』を通じて人の暮らしも、自然環境も、豊かにしたい
セブン工業は、企業活動を通じてSDGsに取り組みます

(ESGの取組みによるSDGsへの貢献)

	分野			テーマ
Environment 環境	<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>環境方針の策定・表明 温室効果ガス削減への貢献 資源循環型社会実現への取組み（森林、 林業、木材産業） 環境負荷低減への取組み</p>
	<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>		
Social 社会	<p>3 すべての人に 健康と福祉を</p>	<p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	<p>地域や社会の問題への貢献 地域との共生への取組み 建築業の職人高齢化問題、労働力不足の 解消への貢献 健康や安心・安全への取組み 従業員・労働環境への配慮 働きやすい職場づくり 人材育成、多様性への取組み</p>
	<p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	
	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	
Governance ガバナンス	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>16 平和と公正を すべての人に</p>		<p>企業価値の向上 ガバナンス強化 リスクマネジメント・コンプライアンス</p>

なお、当社のサステナビリティへの取組みの詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。

<https://www.seven-gr.co.jp/sustainability/>

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも上記のようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努めておりますが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容を併せて、慎重に検討したうえで行われる必要があります。なお、以下の記載は本株式への投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点ご留意下さい。

(1) 住宅着工の動向が当社業績に影響を及ぼすことについて

当社は、主として住宅用木質部材の製造・販売を中核事業とし、加えて施設建築、賃貸事業等も展開しております。なかでも新築住宅市場向け製品が売上の大半を占めており、特に木造住宅の着工戸数の動向は、当社業績に直接的な影響を及ぼす要因であります。

近年、住宅様式の多様化や顧客ニーズの高度化が進むなか、市場競争の激化により、当社の売上及び収益性が影響を受ける可能性があります。また、国内における少子高齢化の進行に伴い、住宅着工戸数は今後も減少傾向が継続することが予想され、市場構造の変化とあいまって、価格競争の激化による収益圧迫のリスクが高まることが懸念されます。

こうした事業環境の変化に対応すべく、当社は特注対応力を活かした柔軟な製品提案により多様な顧客ニーズに応えるとともに、非住宅分野への事業領域拡充を推進し、特定市場への依存度低減を図るなど、事業基盤の強化に取り組んでおります。

なお、足元においては、中東情勢に起因するエネルギー価格及び各種資材価格への影響に加え、サプライチェーンの分断による物資調達の不安定化が進行しており、住宅関連業界においても資源価格の高騰や供給面の不安定化のみならず、住宅着工の抑制や住宅価格の更なる上昇が懸念され、新設住宅着工戸数は低水準で推移する可能性があります。

(2) 特定販売先依存について

当社は、売上高の相当部分を一部の特定顧客に依存しており、これら顧客からの受注が大幅に減少した場合には、当社の売上及び利益に重大な影響を及ぼす可能性があります。

とりわけ、顧客の業績動向や経営方針の変更等、当社の経営努力では制御し得ない外的要因により、突発的な契約終了や調達方針の転換が生じた場合には、業績への影響が避けられないものと認識しております。また、顧客からの価格引下げ要請等に応じざるを得ない局面では、利益率の低下を招く可能性があることも、リスク要因の一つとして想定されます。

このようなリスクに対応するため、新規開拓に努め、特定の顧客に対する過度の依存体質にならない顧客基盤を構築してきており、その成果が顕在化しております。

(3) 海外調達による資材の価格変動、為替変動等について

当社は、資材調達において海外依存度が高いため、国際的な需給バランスの変動、自然環境の変化、原産国の政策変更、原材料の仕様変更等の外的要因に加え、為替相場の変動が業績及び財務状況に与える影響は少なくありません。

こうしたリスクに対しては、主にベトナムを中心とした東南アジア地域において独自の調達体制を確立するとともに、国内外の有力サプライヤーとの協働体制を構築し、安定的な資材供給の確保に努めております。

また、調達リスクの分散を図る観点から、新規サプライヤーの開拓を継続的に推進しているほか、為替変動の影響を軽減すべく、国産材及び地域材の活用拡大にも取り組んでおります。

(4) 法的規制について

当社は、集成材をはじめとする住宅部材の製造・販売を主要事業としており、事業活動に関連する法的規制は多岐にわたります。該当法令の改正や新たな規制の導入は、当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

現在、当社の製品及び事業所が主に該当する法令は以下のとおりであります。

- ① 建築基準法
- ② 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S法）
- ③ 製造物責任法（P L法）
- ④ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質確保促進法）
- ⑤ 労働基準法、労働安全衛生法及び関係諸法令
- ⑥ 中小受託取引適正化法（旧法名：下請代金支払遅延等防止法（下請法））
- ⑦ 消防法
- ⑧ 個人情報保護法
- ⑨ 環境関連法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

なかでも建築基準法については、大幅な改正が行われた場合、製品仕様や資材調達体制の見直しを迫られる可能性があり、当社の事業運営に直接的かつ重大な影響を及ぼすおそれがあります。

また、環境保全に対する社会的要請の高まりに伴い、環境関連法令の規制強化も想定され、新たな設備投資や対応費用の発生が業績に影響を及ぼす可能性があります。

現時点においては、重大な改正は確認されておりませんが、法令遵守は企業経営の前提であり、法改正の動向を注視しつつ、必要な措置を的確に講じてまいります。

(5) 製造物責任について

住宅業界においては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質確保促進法）の施行をはじめとする消費者保護の流れを背景に、製造物責任に関わるリスクが高まっております。当社においても、製品の欠陥が生じた場合には、業績及び事業運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社は品質確保に最大限の留意を払い、品質管理システムに基づく徹底した管理体制を構築・運用しておりますが、木材は有機物であり、気温や湿度等の環境条件によっては、経年変化や不具合が発生し、結果として欠陥に至る場合があります。特に、柱や梁といった住宅の構造体に関わる部材に欠陥が認められた場合には、重大な責任問題へと発展するおそれがあり、是正費用の発生に加え、顧客である住宅メーカーや工務店からの信頼喪失を招き、当社の信用、業績にも影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点においては、当社製品に起因する重大な品質クレームは発生しておらず、品質管理体制のもと、引き続き未然防止と適切な対応に努めてまいります。

(6) 人材の確保と育成について

企業価値の最大化及び持続的成長の実現に向け、当社では、基本理念に基づいた優秀な人材の確保・育成を重要課題として位置付けております。既存事業の維持・拡大に加え、新製品の開発や新規事業の推進を図るうえで、各部門において専門知識を有する人材の確保及び管理者の計画的育成が不可欠であります。

雇用の流動化が進行するなか、当社では新卒採用に加え、即戦力となる中途人材の採用を積極的に行い、人材確保に注力するとともに、その育成にも継続的に取り組んでおります。しかしながら、当社の主要生産拠点が岐阜県東部に集中していることから、地域的な雇用環境によっては、必要人材の確保が困難となる場合や、有能な人材の流出が生じた場合、事業運営に支障をきたし、将来的に業績へ影響を及ぼす可能性があります。

なお、現在においては、労使間の円滑な関係のもと、離職率は低水準で推移しており、新卒・中途を問わず人員の安定的な確保が図られております。また、労働時間の削減やワーク・ライフ・バランスの推進、多様な人材の登用・育成を通じて、組織全体の活性化に努めております。

(7) 災害に対するリスクについて

当社の工場及び生産関連設備は、火災、地震、水害等の自然災害により、生産活動や業務運営に支障をきたす可能性があります。特に主力工場は岐阜県東部に集中しており、当該地域は河川氾濫や土砂災害等の自然災害リスクが比較的高いほか、東海・東南海地震の影響も懸念されております。

火災への備えとしては、建物・設備を含め消防法に基づく防火体制を整備し、避難訓練を通じて初動対応の徹底を図っております。また、全ての建物及び機械設備については火災・風水害に備えた損害保険に加入しておりますが、地震保険については補償内容の限界から未加入となっております。

大規模地震により工場等が滅失・焼失等の物的損害が生じた場合、復旧までの間における操業停止による逸失利益を含め、当社の事業運営及び業績に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

このため当社では、災害発生時の初動対応、対策本部の設置、復旧手順を定めた事業継続計画（BCP）を策定し、全従業員を対象とした安否確認システムの導入、主要拠点間の通信確保を目的とした衛星電話の配備、非常食の備蓄等、平時からの備えを講じております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、雇用環境の改善及び賃上げの進展を背景に緩やかな回復基調を示したものの、物価上昇に伴う家計負担の増加により個人消費の回復は依然として力強さを欠く状況で推移いたしました。加えて、米国の通商政策の動向や長期化するウクライナ情勢に加え、本年2月に発生した米国・イスラエルによるイラン攻撃に端を発する中東情勢の混乱など、地政学的リスクの一段の高まりに伴う資源価格の高騰もあり、先行き不透明感は従来以上に増大いたしました。

当社が属する住宅業界におきましては、年度前半の建築基準法改正に伴う住宅の構造審査義務化に起因する工期遅延等の影響は沈静化したものの、通年では金利上昇局面及び資材価格高騰を背景とした住宅価格の上昇による消費マインドの減退が重なり、新設住宅着工戸数は低水準で推移いたしました。また、このような状況を背景に価格競争の激化も進展するなど、極めて厳しい事業環境となりました。

このような環境下、当社は成長戦略として掲げる「非住宅分野への事業領域の拡大」及び「省施工商品の充実化」に注力し、新たな需要創出と既存事業の付加価値向上に取り組んでまいりました。また、当事業年度のスローガン「Create New7 (2.0)」のもと、提案力の強化や事業基盤の整備を進めるなど、中長期的な成長に向けた各種施策を推進してまいりました。

内装建材事業におきましては、厳しい事業環境のもと、販売価格の適正化、原価低減及び生産性向上に取り組むに加え、既存事業の拡充及び基盤強化として、カウンターの生産性向上を目的としたオートランニングゾーの新規設置を実施するとともに、階段事業における大手建材メーカーとの協業に向けた生産体制の整備を進めてまいりました。また、営業面においては非住宅分野への展開拡大に向け、店舗向け什器関連など新たな需要開拓を進め順調に推移しております。一方、主軸である戸建住宅市場における需要低迷が継続したことに加え、円安の進行などが替動向をはじめとする外部環境の影響もあり、収支改善は一進一退の状況で推移いたしました。特に第4四半期においては、想定を上回る需要減速により収益が圧迫されたことに加え、設備及び人員への先行投資も重なり、厳しい結果となりました。

木構造事業におきましては、かねてより進めてきた一連の大型設備投資が完工し、10月より新プレカットラインの稼働を開始するなど、生産性向上及び増産に向けた体制整備を進めてまいりましたが、安定稼働に向けた設備調整等に想定以上の時間を要したことに加え、住宅市場低迷に伴う価格競争の激化によりコストアップの価格転嫁が難航し、プレカット事業は極めて厳しい結果となりました。一方、非住宅分野を担う建築事業においては、公共施設及び民間施設案件を中心に大型物件を含む複数案件を手掛け、住宅関連需要の停滞を補完する形で事業全体を下支えする結果となりました。また、パネル事業においては、省施工ニーズの高まりを背景にその特性を活かした事業運営が奏功し、パネル及び建装の両分野において、成長戦略である「省施工商品の拡充」と「非住宅分野への拡大」に貢献することができました。しかしながら、事業全体では主力であるプレカット事業の低迷の影響が大きく、収益面では課題を残す結果となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は、155億89百万円と前事業年度と比較し1億70百万円（1.1%）の増収となりました。利益面では先に述べたとおり両事業部門ともに厳しい事業環境にあったことに加え、プレカットをはじめとする主力事業における収益改善が進捗しなかったことから、営業損失は56百万円（前事業年度は営業利益1億83百万円）、経常損失は60百万円（前事業年度は経常利益1億89百万円）、当期純損失は1億27百万円（前事業年度は当期純利益1億84百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。また、セグメント間取引については、相殺消去しております。

（内装建材事業）

売上高は、事業部全体が減少し、82億89百万円と前事業年度と比較し90百万円（ Δ 1.1%）の減収となりました。営業損失は、資材価格の高騰等の影響により、22百万円（前事業年度は営業利益13百万円）となりました。

（木構造事業）

売上高は、プレカットが減少したものの、パネル及び非住宅物件等が増加し72億87百万円と前事業年度と比較し2億62百万円（3.7%）の増収となりました。営業損失は、資材価格の高騰及び価格競争の激化等の影響により37百万円（前事業年度は営業利益1億64百万円）となりました。

（その他）

売上高は、12百万円と前事業年度と比較し2百万円（ Δ 14.8%）の減収となりました。営業利益は、4百万円と前事業年度と比較し2百万円（ Δ 33.7%）の減益となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ、4億54百万円減少し、7億43百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は2億64百万円（前事業年度は3億28百万円の収入）となりました。これは主に売上債権の減少3億36百万円及び減価償却費2億36百万円があったものの、仕入債務の減少4億65百万円、棚卸資産の増加1億52百万円及び税引前当期純損失89百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は6億74百万円（前事業年度比1億69百万円の支出増加）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出6億22百万円及び無形固定資産の取得による支出34百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は4億84百万円（前事業年度比2億40百万円の収入増加）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出3億85百万円及び配当金の支払額89百万円等があったものの、短期借入金の純増額4億円及び長期借入れによる収入6億円によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当事業年度の実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
内装建材事業 (百万円)	8,047	100.5
木構造事業 (百万円)	7,320	104.6
合計 (百万円)	15,367	102.4

(注) 1. セグメント間取引については、相殺処理しております。

2. 金額は販売価格によっております。

b. 商品仕入実績

当事業年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
内装建材事業 (百万円)	320	137.3
木構造事業 (百万円)	—	—
合計 (百万円)	320	137.3

(注) 金額は仕入価格によっております。

c. 受注状況

当事業年度の実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
木構造事業	6,668	91.6	24	3.9
合計	6,668	91.6	24	3.9

(注) 1. セグメント間取引については、相殺処理しております。

2. 金額は販売価格によっております。

3. 当社の受注生産品は、主に木構造事業であり、他は概ね見込生産品であります。

d. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
内装建材事業 (百万円)	8,289	98.9
木構造事業 (百万円)	7,287	103.7
報告セグメント計 (百万円)	15,577	101.1
その他 (百万円)	12	85.2
合計 (百万円)	15,589	101.1

(注) 1. セグメント間取引については、相殺処理しております。

2. 売上高の10%を超える主な相手先が存在しないため、「最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合」の記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の状況

当事業年度末における総資産は109億49百万円、純資産は60億97百万円、自己資本比率は55.7%となりました。

流動資産については、主に棚卸資産等が増加したものの、現金及び預金及び売上債権等が減少したことにより、61億68百万円と前事業年度末と比べ6億14百万円(△9.1%)の減少となりました。

固定資産については、主に両事業部門における設備投資により、47億81百万円と前事業年度末と比べ6億21百万円(14.9%)の増加となりました。

流動負債については、主に取適法の改正による支払条件変更に伴い仕入債務等が減少したものの、1年内返済予定の長期借入金及び設備関係未払金等が増加したことにより、30億25百万円と前事業年度末と比べ9百万円(0.3%)の増加となりました。

固定負債については、主に長期借入金及びリース債務等が増加したことにより、18億25百万円と前事業年度末と比べ2億13百万円(13.2%)の増加となりました。

このような財務基盤のもと、当社の事業方針及び施策については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営戦略等 及び (3) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上並びに財務上の課題」に記載のとおりですが、財務レバレッジとのバランスを鑑みながら、設備投資を中心に成長戦略への必要な投資を行ってまいります。

b. 経営成績の状況

売上高については、物価上昇、米通商政策やウクライナ・中東情勢の混乱といった地政学的リスクの高まり、及び資源価格の高騰などにより、新設住宅着工戸数は依然として減少する状況が続いております。

このような環境下、内装建材事業では、販売価格の適正化、原価低減、生産性向上への取り組みに加え、大手建材メーカーとの協業を見据えた生産体制の整備、非住宅分野への需要開拓を進めてまいりました。

しかしながら、戸建住宅市場の需要低迷、特に第4四半期における想定を上回る需要減速が響き、82億89百万円と前事業年度と比較し90百万円(△1.1%)の減収となりました。木構造事業においては、住宅市場低迷に伴う販売価格競争の激化により価格転嫁は難航し、また、10月より新プレカットラインの稼働を開始し生産性向上及び増産に向けた体制整備を進めてまいりましたが、安定稼働に向けた設備調整等に想定以上に時間を要したことから厳しい結果となりました。一方、非住宅分野を担う建築事業において公共施設及び民間施設案件を中心に大型物件を含む複数案件を手掛け、住宅関連需要の停滞を補完する形で事業全体を下支えし、パネル事業も省施工ニーズの高まりを背景にその特性を活かした事業運営が奏功し、72億87百万円と前事業年度と比較し2億62百万円(3.7%)の増収となりました。その結果、全社では155億89百万円と前事業年度と比較し1億70百万円(1.1%)の増収となりました。

売上原価においては、内装建材事業は先に述べたとおり設備投資及び人員増による労務費等の増加、木構造事業においては大型設備投資導入における安定稼働に向けた設備調整等に時間を要したこと等により134

億94百万円と前事業年度と比較し3億72百万円（2.8%）増加し、売上原価率は1.5ポイント増加し86.6%となりました。

販売費及び一般管理費については、輸送コスト等の増加により、21億51百万円と前事業年度と比較し37百万円（1.8%）増加となりました。

営業損失については、先に述べた売上原価の要因により、56百万円（前事業年度は営業利益1億83百万円）となりました。

経常損失については、営業損失に加え、長期借入金による金利上昇に伴い支払利息が増加し、60百万円（前事業年度は経常利益1億89百万円）となりました。

税引前当期純損失については、内装建材事業における先行の設備投資及び木構造事業における大型設備投資による既存設備等の廃棄費用が増加したことにより、89百万円（前事業年度は税引前当期純利益1億87百万円）となりました。

法人税、住民税及び事業税については、減益により課税所得が減少し15百万円と前事業年度と比較し1百万円（△10.5%）減少いたしました。また、法人税等調整額については、繰延税金負債が増加し22百万円（前事業年度は△14百万円）となりました。

この結果、当期純損失は1億27百万円（前事業年度は当期純利益1億84百万円）となりました。

なお、セグメント等の詳細につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、原材料等の購入費用のほか、製造費用、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要のうち主なものは、生産性向上や合理化を目的とした設備や施設への投資のほか、既存の設備及び施設の更新であります。

今後の経営環境につきましては不透明感が強まっているため、資金調達の重要性を認識するとともに、自己資本の水準を維持しながら、投資及び配当政策等を行ってまいります。経営資源の配分につきましては、取締役会及び執行役員会で十分な検討を行った上で決定しております。

なお、当事業年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社は事業活動の維持成長に必要な資金を確保するため、自己資金及び金融機関からの借入を有効活用しております。手元資金に関しては常に注視をしており、資金の流動性を確保しつつ資金の使途、調達を決定しております。

なお、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は7億43百万円となっております。

資金調達は、金融情勢の変化に対する対応と資金コスト削減及び調達構成のバランスを考慮し調達先の分散、調達方法及び手段等の多様化を図っており、原則として、運転資金については、短期借入金で調達し、生産設備などの長期資金は、社債や長期借入金で調達することとしております。2026年3月31日現在の短期借入金残高8億円（1年内返済予定の長期借入金含む）及び長期借入金残高15億25百万円の借入金総額23億26百万円を主力銀行をはじめとする金融機関から調達しております。なお、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行と当座借越契約を締結しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、財政状態及び経営成績に関する以下の分析が行われております。

当社は、財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債及び収益・費用の計上金額に影響を与える見積りを行っております。また、貸倒引当金、固定資産、株式等、繰延税金資産、退職給付、偶発事象及び訴訟等に関して見積り及び判断を実績や状況に応じ合理的な判断により継続的に検証し評価を行っております。しかしながら、これらの見積り及び判断は、不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

我が国経済は、米通商政策やウクライナ、中東情勢の混乱といった地政学リスクの高まり及び資材価格の高騰など、極めて不透明な経済環境が続くものと想定しております。

当社が属する住宅業界におきましても、住宅価格の高騰など引き続き新設住宅着工戸数は低水準で推移するとみられ、市況の悪化とともに関税の影響による木材資源の流通変化に伴う、更なるコスト増や調達難が懸念されるなど、これまで以上に厳しい事業環境が予想されます。

当社が、見積り及び判断により当社の財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えている項目は以下のとおりであ

ります。

a. 貸倒引当金

当社は、債権の回収不能見込額について、一般債権は貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、不足分については追加計上しております。

b. 固定資産の減損損失

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しており、グルーピングごとに営業活動から生じる損益が継続してマイナスである場合、市場価格が著しく下落した場合及び将来の使用が見込まれていない遊休資産等減損の兆候がある場合に減損損失の認識の判定を行い、投資額の回収が困難になった場合は、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額分を減損損失として特別損失に計上しております。

また、回収可能価額については、正味売却価額又は使用価値により測定しており、合理的に算定された価額に基づき評価しております。

なお、当事業年度末の固定資産の減損の認識の判定にあたっては、以下の仮定を用いております。

長期化するウクライナや中東情勢の複雑化を含む地政学リスクの高まり、中国経済の回復の遅れに加え、米国の保護貿易主義への懸念や金融政策の不確実性など、世界経済全体の先行き不透明感が増しております。

このような状況下で、市況の悪化と、関税やグローバルサプライチェーンの再編に伴う木材資源の流通変化による、更なるコスト増や調達難が懸念され、これらの影響は翌事業年度も続くものと想定しております。

上記のとおり、非常に不透明な経済環境を背景とし、新設住宅着工戸数は減少傾向が予測されますが、経営目標及び重点課題を着実に実行していくことで、翌事業年度の売上高は増収を見込んでおります。

減損の兆候の把握にあたり、これらも含めグルーピングごとの事業実態を慎重に検討し減損の兆候を判断しており、減損の兆候がある場合は、事業別の事業計画に基づき割引前キャッシュ・フローを見積り、減損の認識の可否を判断しておりますが、結果減損損失の認識はないものと判断しております。

割引前将来キャッシュ・フローをはじめとする見積りや当該見積りに使用された仮定は、今後の市場動向、為替相場の変動や資材価格高騰等の影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において、新たに減損損失が発生する可能性があります。

c. 株式の減損処理

当社の財務諸表において、長期保有を目的とする特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には、価格変動性が高い公開会社の株式と、非公開会社の株式が含まれます。当社は投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、株式の減損処理をしております。公開会社の株式の場合、通常、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、2年間にわたり時価が取得原価に比べて30%以上50%未満継続して下落した場合、発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上し翌期も損失が予想される場合において減損処理をしております。

非公開会社の株式の場合、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合において減損処理をしております。

d. 繰延税金資産

当社の繰延税金資産については、将来減算一時差異の解消による課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく将来の課税所得の見積額、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断しております。

当事業年度の繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて、翌事業年度の一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能と認められる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

当事業年度末の繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたって、当社の将来の収益に与える影響を客観的に予測することが困難であることから、以下の仮定を用いて作成した翌事業年度の事業計画を基礎とした課税所得の見積額に基づき、繰延税金資産の回収可能性について判断しております。

長期化するウクライナや中東情勢の複雑化を含む地政学リスクの高まり、中国経済の回復の遅れに加え、米国の保護貿易主義への懸念や金融政策の不確実性など、世界経済全体の先行き不透明感が増しております。

このような状況下で、市況の悪化と、関税やグローバルサプライチェーンの再編に伴う木材資源の流通変化による、更なるコスト増や調達難が懸念され、これらの影響は翌事業年度も続くものと想定しております。

上記のとおり、非常に不透明な経済環境を背景とし、新設住宅着工戸数は減少傾向が予測されますが、経営目標及び重点課題を着実に実行していくことで、翌事業年度の売上高は増収を見込んでおります。

翌事業年度の課税所得の見積額が減少し回収可能性がないと判断された場合は、繰延税金資産の取り崩しが発生し翌事業年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に詳細を記載しております。

e. 退職給付

当社は、従業員の退職給付費用及び退職給付債務について、年金数理計算に使用される前提条件に基づいて算定しております。年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率及び年金資産の期待運用収益率等の重要な見積りが含まれております。これらの前提条件の決定にあたっては、金利変動などの市場動向を含め、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断し決定しております。

当社は、これらの前提条件の決定は合理的に行われたと判断しておりますが、前提条件と実際の結果が異なる場合には、将来の退職給付費用及び退職給付債務に影響を及ぼす可能性があります。

④ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況

当社が目標の達成状況を判断するための客観的な指標については、売上高営業利益率及びROE（株主資本利益率）としております。

この数年、特に収益性改善に資する取り組みを進めておりますが、当社を取り巻く事業環境や事業領域を勘案し、まずは売上高営業利益率3%を目標とし、付加価値の高い製品の開発、新たな事業領域（非住宅分野）の拡充、二つの事業の融合によるシナジーの追求を図ってまいります。ROEに関しては、当社の規模感や今後の事業環境を鑑みて、自己資本は現状の水準を維持していく必要性を認識しており、効率的な資本政策と財務レバレッジとのバランスを鑑みながら、ROE5%以上を持続できる体制にすべきと考えております。当事業年度の経営成績につきましては、上記、「① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容 b. 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

指標	前事業年度	当事業年度	目標値	目標対比
売上高営業利益率	1.2%	△0.4%	3.0%	△3.4ポイント
ROE（株主資本利益率）	3.0%	△2.1%	5.0%	△7.1ポイント

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、「伝えたい 届けたい WOOD IDEA」をスローガンに掲げ、木材の特性を最大化する技術とアイデアで、建材としての新たな価値の創造と「人と自然をつなぐ循環の輪」を目指し、持続可能な社会への貢献を研究開発のテーマと位置づけております。

近年の環境意識の高まりに応え、木材利用促進と施工合理化という社会的ニーズを「非住宅分野への領域拡大」と「省施工商品の拡充」の2つの成長戦略へと転化し、独自の差別化と提案力の強化に資する製品開発を進めております。

内装建材事業においては、製品群がライフサイクルの転換期を迎えているとの認識のもと、事業ポートフォリオの再構築と新規事業創出を基本方針に、SGEC認証を取得した国産材を用いた店舗什器の製造・販売拡大、キャンピングカー内装部材や収納部材の展開、更に自社ブランド「COMOKU」のEC販売による商品ラインアップ充実と販売チャネルの多様化または拡充を図っております。

木構造事業においては非住宅市場の拡充と省施工商品の開発を加速させ、サッシ・断熱材付き壁パネル「NEO SMART PANEL」や階段室ユニット、小屋界壁ユニットなど工場生産への移管モデルを推進し、現場施工の効率化・工期短縮のみならず、廃棄物削減・大工職人の不足解消といった社会的課題解決に寄与する取り組みを推進しております。

このような研究開発を通じ、持続可能な社会の実現と木材の新たな価値の創造に貢献してまいります。

研究開発スタッフは10名で、当事業年度に支出した研究開発費の総額は74百万円となっております。

なお、研究開発活動は特定のセグメントに限定されておらず、セグメント別の記載は行っておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社では、生産の集約化、合理化及び原価低減などに対応するため、内装建材事業及び木構造事業を中心に総額819百万円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは、内装建材事業の内装部材（カウンター）加工設備（更新）及び木構造事業（プレカット）の新S Eライン・束加工機導入等であります。

（注）上記金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含めております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

（2026年3月31日現在）

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 （人）	
			建物及び 構築物 （百万円）	機械装置及 び運搬具 （百万円）	土地 （百万円） （面積㎡）	リース 資産 （百万円）	その他 （百万円）		合計 （百万円）
美濃加茂第1第2第3第4 工場 （岐阜県美濃加茂市）	内装建材事業 木構造事業	内装部材及 び構造部材 生産設備	418	639	1,560 (76,642)	151	48	2,818	232 [79]
資材物流センター （岐阜県美濃加茂市）	内装建材事業 木構造事業 その他 （賃貸事業）	物流倉庫	184	0	329 (22,455)	10	2	526	9 [1]
七宗第1第2第3工場 （岐阜県加茂郡七宗町）	内装建材事業	内装部材生 産設備	27	71	520 (31,605)	3	3	626	80 [39]
神淵工場 （岐阜県加茂郡七宗町）	内装建材事業 木構造事業	倉庫	8	1	38 (9,127)	3	0	51	2 [1]
白川工場 （岐阜県加茂郡白川町）	内装建材事業 木構造事業	倉庫	3	0	33 (6,013)	—	0	38	— [—]
本社 （岐阜県美濃加茂市）	管理業務	管理業務施 設	25	—	146 (11,006)	28	33	234	23 [3]

（注）1．帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。

2．帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品及びソフトウェア等であります。

3．従業員数の [] は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資は、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

当事業年度末における重要な設備の新設の計画は、次のとおりであります。

重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
七宗第1工場 七宗第2工場 (岐阜県加茂郡七宗町)	内装建材事業	階段加工設備	73,405	-	借入金	2026.04	2026.10	更新及び 増産
美濃加茂第1工場 (岐阜県美濃加茂市)								
美濃加茂第1工場 美濃加茂第2工場 美濃加茂第3工場 美濃加茂第4工場 (岐阜県美濃加茂市)	内装建材事業 木構造事業	太陽光発電	111,456	-	借入金	2026.07	2027.01	環境改善
七宗第1工場 七宗第2工場 七宗第3工場 (岐阜県加茂郡七宗町)	内装建材事業 木構造事業	熱中症対策設 備	55,973	-	借入金	2026.04	2026.07	環境改善
美濃加茂第1工場 美濃加茂第2工場 美濃加茂第3工場 美濃加茂第4工場 資材物流センター (岐阜県美濃加茂市)								

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,946,300
計	11,946,300

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2026年6月19日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,673,250	4,673,250	東京証券取引所 スタンダード市場 名古屋証券取引所 メイン市場	単元株式数 100株
計	4,673,250	4,673,250	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年10月1日 (注)	3,115,500	4,673,250	—	2,473	—	2,675

(注) 株式分割(1:3)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	12	50	7	10	3,439	3,519	－
所有株式数 （単元）	－	81	313	25,928	231	47	19,964	46,564	16,850
所有株式数の 割合（％）	－	0.17	0.67	55.68	0.50	0.10	42.88	100	－

（注）1. 自己株式210,115株は「個人その他」に2,101単元及び「単元未満株式の状況」に15株含めて記載しております。

なお、自己株式210,115株は株主名簿記載上の株式数であり、2026年3月31日現在の実質的な所有株式数は209,815株であります。

2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、6単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 （％）
都築木材株式会社	長野県伊那市日影336番地	1,791	40.13
西垣林業株式会社	奈良県桜井市戒重137番地	451	10.12
セブン工業社員持株会	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地	134	3.02
村上 隆吾	愛知県名古屋市市中川区	130	2.91
水元 公仁	東京都新宿区	80	1.81
須山木材株式会社	島根県出雲市白枝町139番地	77	1.74
原田 義久	愛知県碧南市	61	1.38
丸山木材ホールディングス株式会社	岐阜県中津川市苗木4586番地50	60	1.36
株式会社エステックス	愛知県名古屋市天白区池場2丁目1608番地2	57	1.29
内木 真哉	東京都渋谷区	57	1.28
計	－	2,903	65.05

（注）1. 上記のほか、当社が実質的に所有している自己株式が209千株あります。

2. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 209,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,446,600	44,457	—
単元未満株式	普通株式 16,850	—	—
発行済株式総数	4,673,250	—	—
総株主の議決権	—	44,457	—

(注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式600株(議決権の数6個)及び株主名簿上は当社名義となっており、実質的に所有していない株式300株(議決権の数3個)が含まれておりますが、議決権の数の欄には含まれておりません。

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
セブン工業株式会社	岐阜県美濃加茂市 牧野1006番地	209,800	—	209,800	4.49
計	—	209,800	—	209,800	4.49

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株(議決権の数3個)あります。

なお、当該株式数は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	251	134,233
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	209,815	—	209,815	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社の利益配分につきましては、株主の皆様に対する株主価値の向上を経営の重要課題として位置付け、安定成長を維持し、財務体質強化のための内部留保等を勘案のうえ、業績に基づいた適正な利益配分の継続を基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、当期は1株当たり20円（うち中間配当10円）の配当を実施することを予定しております。この結果、当事業年度の配当性向は△69.8%となる予定であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の一層の充実及び将来の事業展開に役立ててまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、第67期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。期末配当に関する配当の総額44百万円及び1株当たり配当額10円につきましては、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年10月31日 取締役会決議	44	10
2026年6月26日 定時株主総会決議（予定）	44	10

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、社是に掲げた、公正、透明性を基本姿勢とした企業倫理に基づき、経営の意思決定の迅速化と内部統制の向上を図ることで、企業価値の維持増大を目指すことであります。更に企業統治システムを展開するため、法令、社会規範の遵守を核とし、企業理念、経営方針など経営に関するあらゆるビジョンを共有化させ、これを体系的に取り込み、強化することで、経営の適法性を最重視したコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役制度を採用しております。また、経営と執行の分離を図り、更なるガバナンス体制の強化と経営人材の育成を目的に、執行役員制度を導入しております。

当社の経営機構として、取締役会、監査役会、執行役員会を毎月開催しております。

取締役会は代表取締役 社長執行役員である木下浩一が議長を務め、メンバーとして取締役会長 都築寛明、取締役 副社長執行役員 横井勝、取締役 執行役員 井上聡二、社外取締役 西垣貴文、社外取締役 下平真治、社外取締役 吉田靖朗、社外取締役 上嶋修一の取締役8名（うち独立役員2名）で構成しております。また常勤監査役 阿部正義、社外監査役 串田正克、社外監査役 稲越千束の監査役3名（うち独立役員2名）が参加しており、経営の意思決定を諮る最重要機関として常に内部牽制の徹底を図っております。社外取締役による独立的見地からの意見を取り入れ、適法かつ公正に経営が行われているか多角的に情報を共有するとともに、活発な議論を交わし相互牽制を促すことで取締役会の活性化と公正化を図っております。また、緊急を要する案件が発生した場合は、臨時取締役会を開催することとしております。取締役の担当及び職務などに関しても、こうした運用のもと決定しております。

監査役会は常勤監査役である阿部正義が議長を務め、メンバーとして社外監査役 串田正克、社外監査役 稲越千束の3名で構成しており、個々の監査役の独立性を保持しながら経営監視機能の強化を図っており、監査役は取締役会など重要会議に出席し、業務執行の意思決定及びその執行状況について監査を行っております。更に、実効性を高めるうえで、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携を図り、監査機構全体の相互連携を強化しております。

執行役員会は代表取締役 社長執行役員である木下浩一が議長を務め、メンバーとして取締役 副社長執行役員 横井勝、取締役 執行役員 井上聡二の取締役3名及び常勤監査役 阿部正義並びに執行役員5名で構成しております。執行役員会は、月1回開催しており、経営方針・目標に対する執行状況及び進捗管理など重要事項の運営を円滑に進めるための審議、協議を行っております。

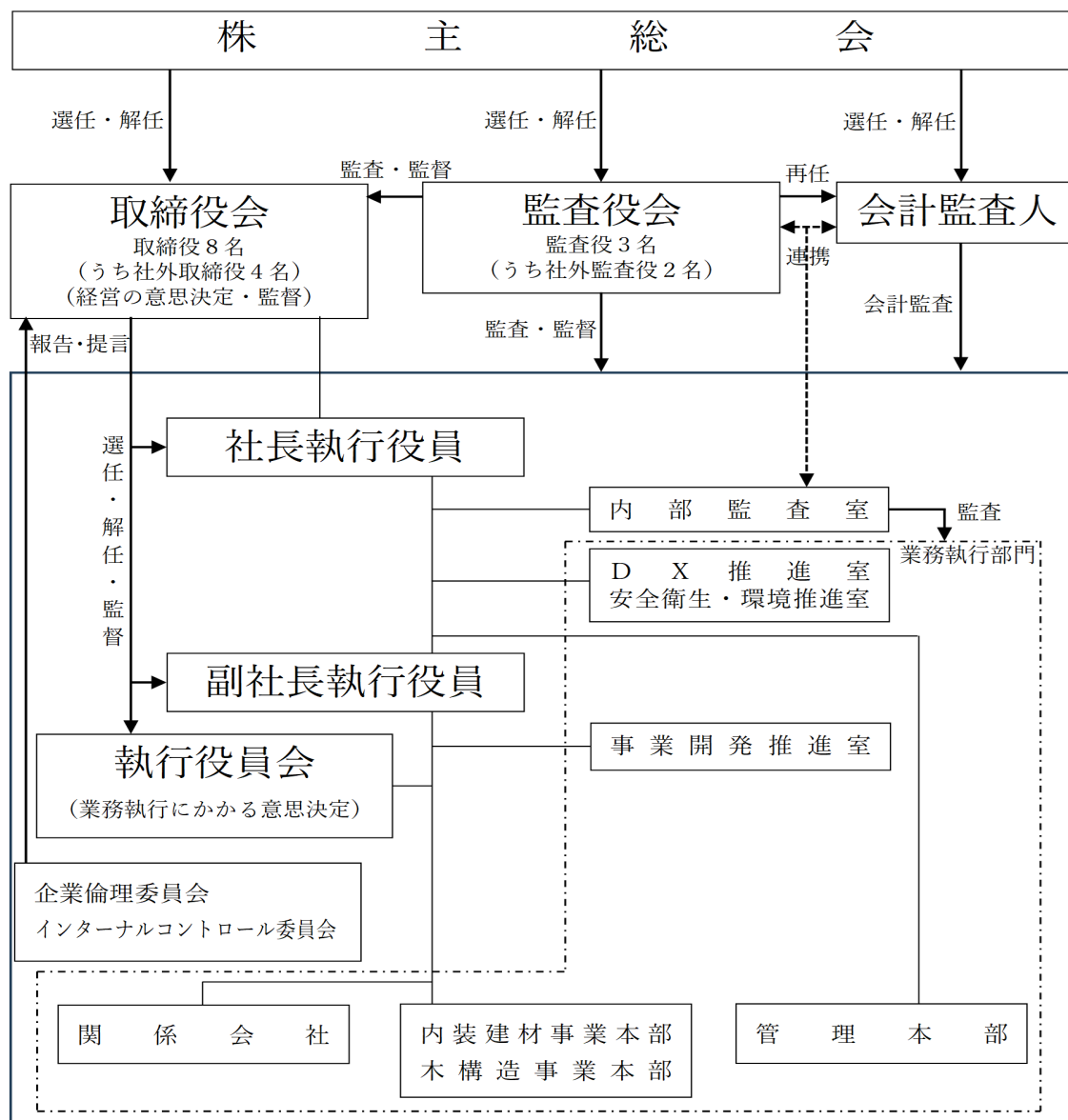
内部監査室は内部監査室長と他1名の計2名で構成されており、会社の業務及び財産の状況を監査し、社長に対し報告を行っております。また、内部統制のモニタリング機能としてその体制強化を図っております。

内部統制システムを推進する委員会として、企業倫理委員会、インターナルコントロール委員会を組織しております。

企業倫理委員会は取締役 副社長執行役員である横井勝を委員長とし、メンバーに取締役 執行役員 井上聡二、常勤監査役 阿部正義、社外監査役 串田正克の2名及び執行役員1名の計4名、オブザーバーとして代表取締役 社長執行役員 木下浩一の1名で構成されております。法令・社会規範遵守の啓蒙活動のほか、同委員会及び弁護士を相談窓口とする社内通報制度の利用を促進し、コンプライアンス違反、その他の問題に関する事実の早期発見に努めるとともに不正行為の原因追及と再発防止策の策定を行うなど法令遵守の徹底化を図っております。

インターナルコントロール委員会は管理本部長を委員長とし、内部統制に関わるプロセス毎に9つの分科会で構成され、各分科会は関係部署の部長がオーナーを務めており、各部が行う業務管理の点検及び改善事項の抽出に基づき、改善策の検証、実施に関する支援を行い業務品質の向上を図っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

- I 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - i 社は「真実と努力」、「行持報恩」を基本理念とし、社是に基づく真実性、公正・透明性を基本とした「行動規範」、「行動指針」を定め、役職員全員がこれを遵守すべく継続的な研修を行う。
 - ii 企業倫理委員会を組織し、法令・社会規範遵守の啓蒙活動のほか、同委員会及び弁護士を相談窓口とする社内通報制度の利用を促進し、コンプライアンス違反、その他の問題に関する事実の早期発見に努めるとともに不正行為の原因追及と再発防止策の策定を行うなど法令遵守の徹底化を図る。
 - iii インターナルコントロール委員会を組織し、各部が行う業務管理の点検及び改善事項の抽出に基づき、改善策の検証、実施に関する支援を行い業務品質の向上を図る。
 - iv 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行う。
 - v 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。事案については管理部を対応部署として定めるとともに、これら勢力、団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

- II 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- i 情報管理、文書管理に関する規程に基づき、各種の文書、帳票類等について適切に保存、管理する。また、株主総会をはじめ重要会議の議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができる管理体制を維持する。
 - ii 機密情報、内部情報については、内部情報管理に関する規程に定めた基準に基づき適切に管理する。
- III 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i リスク管理規程に基づき、総合的なリスク管理の方針と手法を明文化し、重大なリスクの発現に備え、社員のとるべき行動を定め周知する。
 - ii 各部署は、リスク管理規程に基づきそれぞれの所管業務に係るマニュアル、作業手順書などを整備し実施する。
 - iii 安全衛生管理に関するマニュアルを整備し、定期的に社員教育等を行う。
- IV 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲とする。
 - ii 取締役会のほか執行役員会を月1回開催し、重要案件の討議と業務に関する報告を行う。
 - iii 取締役会への付議については取締役会規則に基づき行う。
- V 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 内部統制に関する規程の整備を行うとともに業務の適正化と効率化を推進する。
 - ii 当社の経営理念、行動指針を関係会社の全役職員が共有し、順法意識の醸成を図る。
 - iii 関係会社管理規程を整備し、関係会社の適切な管理を行うとともに関係会社における内部統制を推進し業務の効率性及び適正性を確保する施策を講ずる。
 - iv 関係会社の役員等に対し定期的なモニタリングを実施し必要な助言、支援を行う。
- VI 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。
- VII 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人を置いた場合には、当該使用人の任命、解任、人事評価、人事異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- VIII 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な知識、能力を有した使用人を選任し、監査役の指揮命令のもとに従事する組織、体制に帰属する。
- IX 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i 取締役会その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。
 - ii 取締役及び使用人は当社又は子会社における業務又は財務に重大な影響を及ぼす事項について、遅滞なく監査役に報告する。
 - iii 監査役は何時でも必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができる。また、必要な文書については、常時閲覧することができる。
- X 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度の運用に準じ、報告者に不利益がないことを保証する。
- XI 監査役を補助する使用人の費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行に対して費用の前払請求又はその他の当該職務の執行について生ずる費用の請求があった場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、いかなる場合も請求に応ずる。

X II その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 取締役社長は定期的に監査役と情報交換を行うとともに、取締役及び使用人は定期的な監査役のヒアリングを通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ii 内部監査室は、内部監査の計画及び結果について定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を図る。
- iii 監査役は、会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評会への出席、在庫等棚卸資産監査への立会い等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。

b. リスク管理体制の整備の状況

内部統制システムの基本方針及びリスク管理規程に基づき、総合的なリスク管理の方針と手法を明文化し、重大なリスクの発現に備え、社員のとるべき行動を周知するとともに各部署の問題点の認識及び改善策の策定をサポートしております。

各部署においては、リスク管理規程に基づき、それぞれの所管業務に係るマニュアル・作業手順書などを整備し、リスク管理プロセス（Plan・Do・Check・Action）の構築に努めリスクの極小化を図っております。

c. 子会社・関連会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

上記、a. Vに記載のとおりであります。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その概要は次のとおりです。

I 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

II 監査役の責任限定契約

監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を填補しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役及び監査役であり、その保険料は会社が全額負担しております。

f. 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

g. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

解任決議については、会社法第341条の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行われます。

h. 自己株式の取得の決定機関

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

i. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令が定める限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

j. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当（中間配当金）について、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

k. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

1. 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	出席回数	氏名	出席回数
都築 寛明	16回	木下 浩一	16回
横井 勝	16回	井上 聡二	16回
西垣 貴文	15回	下平 真治	16回
吉田 靖朗	13回	上嶋 修一	12回
中川 雅晴	3回	阿部 正義	16回
串田 正克	15回	稲越 千束	16回

取締役会における具体的な検討事項は、事業計画や決算開示についての協議及び決議や重要な契約事項についての決議等、また事業の執行状況を把握するための経営状況や重要事案についての報告等であります。

なお、中川雅晴氏は2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任となりました。

また、吉田靖朗及び上嶋修一の両氏は、2025年6月26日開催の定時株主総会において、取締役に就任しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2026年6月19日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性 11名 女性 一名 （役員のうち女性の比率-%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	都築 寛明	1954年9月21日生	1978年4月 都築木材㈱入社 1982年4月 同社取締役 1993年5月 同社代表取締役副社長 2012年4月 同社代表取締役社長（現任） 2016年6月 当社取締役会長就任（現任）	(注) 4	—
代表取締役 社長執行役員	木下 浩一	1960年3月12日生	1983年4月 三菱商事㈱入社 2008年4月 同社資材本部戦略企画室長 2009年4月 米国三菱商事会社ロサンゼルス支店長 2012年4月 三菱商事建材㈱執行役員経営企画室長 2013年6月 同社取締役常務執行役員木材建材本部長 2020年3月 三菱商事㈱退職 2020年4月 当社顧問就任 2020年6月 当社代表取締役社長就任 2021年4月 当社代表取締役社長執行役員就任（現任）	(注) 4	15
取締役 副社長執行役員 事業部門統括	横井 勝	1960年11月7日生	2002年10月 当社入社 当社関西営業部長 2005年1月 当社西日本営業部長 2007年4月 当社プレカット部長 2009年4月 当社製造本部副本部長 木構造建材部長 2011年6月 当社取締役就任 2016年12月 当社木構造建材事業本部長 2017年12月 当社製造部長 2021年4月 当社取締役常務執行役員就任 2024年4月 当社取締役副社長執行役員就任（現任） 事業部門統括（現任）	(注) 4	4
取締役 執行役員 内装建材事業本部長	井上 聡二	1967年12月15日生	1986年3月 当社入社 2011年1月 当社化粧建材部長 2014年4月 当社製造本部副本部長 内装建材部長 2016年12月 当社内装建材事業本部副本部長 製造部長 2017年12月 当社内装建材事業本部長 製造部長 2018年4月 当社内装建材事業本部長 2021年4月 当社執行役員内装建材事業本部長（現任） 2021年6月 当社取締役就任（現任）	(注) 4	2
取締役	西垣 貴文	1979年10月3日生	2003年4月 住友電気工業㈱入社 2008年9月 西垣林業㈱入社 2011年3月 同社取締役 2014年3月 同社常務取締役 2016年3月 同社代表取締役専務 2016年6月 当社取締役就任（現任） 2020年3月 西垣林業㈱代表取締役副社長（現任）	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	下平 真治	1974年10月21日生	1997年4月 都築木材㈱入社 1997年7月 同社配送センター センター長 2007年4月 同社木材2部部長 2011年4月 同社取締役 2018年4月 同社営業本部本部長 2021年6月 当社取締役就任(現任) 2022年4月 都築木材㈱常務取締役(現任)	(注)4	—
取締役	吉田 靖朗	1972年9月30日生	1995年4月 マニュアルライフ・センチュリー生命保 険㈱(現マニュアルライフ生命保険㈱) 入社 2001年5月 都築木材㈱入社 2013年4月 同社取締役 2022年4月 同社常務取締役(現任) 海外本部本部長 2025年6月 当社取締役就任(現任)	(注)4	—
取締役	上嶋 修一	1947年4月14日生	1970年4月 みくに工業㈱入社 1973年6月 三信建材㈱(ミサワホーム箕輪工 場)入社 1984年4月 信州住宅工業㈱(ミサワホーム伊那 工場)入社 1989年3月 同社取締役伊那工場長 1996年10月 ㈱ミサワテクノ取締役伊那工場長 1998年10月 同社取締役松本工場長 2001年6月 ミサワセラミックス㈱常務取締役名 古屋工場長 2006年1月 院庄林業㈱入社 2009年11月 都築木材㈱入社 2020年12月 同社退社 2025年6月 当社取締役就任(現任)	(注)4	—
監査役 (常勤)	阿部 正義	1955年2月24日生	1980年7月 当社入社 1996年4月 当社経理部長 2002年4月 当社総務部長 2004年4月 当社経理部長 2013年6月 当社取締役就任 管理本部副本部長 2013年10月 当社経営企画部長 2015年6月 当社管理本部長 2020年6月 当社監査役就任(現任)	(注)6	15
監査役	串田 正克	1950年12月7日生	1986年4月 串田法律事務所(現串田・野口法律 事務所)開設(現任) 2001年6月 当社監査役就任(現任) 2011年6月 佐藤食品工業㈱監査役(現任)	(注)6	—
監査役	稲越 千束	1949年6月15日生	1975年3月 監査法人伊東会計事務所(現有限責 任 あずさ監査法人)入所 1980年9月 公認会計士登録 1998年7月 同監査法人代表社員 2011年7月 有限責任 あずさ監査法人退任 公認会計士稲越千束事務所開設(現 任) 2014年6月 当社監査役就任(現任)	(注)5	—
計					38

- (注) 1. 取締役西垣貴文、下平真治、吉田靖朗及び上嶋修一の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役串田正克及び稲越千束の両氏は、社外監査役であります。
3. 所有株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 2025年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 2022年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
河合 剛	1960年6月8日生	1986年6月 当社入社 2003年4月 当社経理部長 2005年10月 当社経営企画部長 2013年10月 当社企画開発部長兼品質保証部長 2015年4月 当社品質保証部長 2016年12月 当社内部監査室長 2019年12月 当社管理本部副本部長 2020年6月 当社管理本部長 2021年4月 当社執行役員管理本部長 2023年7月 当社内部監査室長(現任)	2
野口 洋高	1975年5月12日生	2007年9月 弁護士登録 窪田法律特許事務所入所 2008年1月 ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業 2015年6月 串田法律事務所(現串田・野口法律事務所)入所(現任)	—

8. 当社は、経営と執行の分離を図り、更なるガバナンス体制の強化と経営人材の育成を目的に執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役との兼務3名を含め8名で構成されており、取締役兼務執行役員を除く執行役員は次のとおりであります。

役職名	氏名	役職名	氏名
執行役員 事業開発推進室長	今井 忍	執行役員 内装建材事業本部副本部長	田島 宣浩
執行役員 木構造事業本部長	服部 賢昇	執行役員 管理本部長	田口 浩司
執行役員 内装建材事業本部副本部長	帖佐 浩人		

b. 2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査役1名選任の件」「補欠監査役2名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決されると、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性 11名 女性 一名 （役員のうち女性の比率-%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	都築 寛明	1954年9月21日生	1978年4月 都築木材㈱入社 1982年4月 同社取締役 1993年5月 同社代表取締役副社長 2012年4月 同社代表取締役社長（現任） 2016年6月 当社取締役会長就任（現任）	(注) 4	—
代表取締役 社長執行役員	木下 浩一	1960年3月12日生	1983年4月 三菱商事㈱入社 2008年4月 同社資材本部戦略企画室長 2009年4月 米国三菱商事会社ロサンゼルス支店長 2012年4月 三菱商事建材㈱執行役員経営企画室長 2013年6月 同社取締役常務執行役員木材建材本部長 2020年3月 三菱商事㈱退職 2020年4月 当社顧問就任 2020年6月 当社代表取締役社長就任 2021年4月 当社代表取締役社長執行役員就任（現任）	(注) 4	15
取締役 副社長執行役員 事業部門統括	横井 勝	1960年11月7日生	2002年10月 当社入社 当社関西営業部長 2005年1月 当社西日本営業部長 2007年4月 当社プレカット部長 2009年4月 当社製造本部副本部長 木構造建材部長 2011年6月 当社取締役就任 2016年12月 当社木構造建材事業本部長 2017年12月 当社製造部長 2021年4月 当社取締役常務執行役員就任 2024年4月 当社取締役副社長執行役員就任（現任） 事業部門統括（現任）	(注) 4	4
取締役 執行役員 内装建材事業本部長	井上 聡二	1967年12月15日生	1986年3月 当社入社 2011年1月 当社化粧建材部長 2014年4月 当社製造本部副本部長 内装建材部長 2016年12月 当社内装建材事業本部副本部長 製造部長 2017年12月 当社内装建材事業本部長 製造部長 2018年4月 当社内装建材事業本部長 2021年4月 当社執行役員内装建材事業本部長（現任） 2021年6月 当社取締役就任（現任）	(注) 4	2
取締役	西垣 貴文	1979年10月3日生	2003年4月 住友電気工業㈱入社 2008年9月 西垣林業㈱入社 2011年3月 同社取締役 2014年3月 同社常務取締役 2016年3月 同社代表取締役専務 2016年6月 当社取締役就任（現任） 2020年3月 西垣林業㈱代表取締役副社長（現任）	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	下平 真治	1974年10月21日生	1997年4月 都築木材㈱入社 1997年7月 同社配送センター センター長 2007年4月 同社木材2部部長 2011年4月 同社取締役 2018年4月 同社営業本部本部長 2021年6月 当社取締役就任(現任) 2022年4月 都築木材㈱常務取締役(現任)	(注)4	—
取締役	吉田 靖朗	1972年9月30日生	1995年4月 マニユライフ・センチュリー生命保 険㈱(現マニユライフ生命保険㈱) 入社 2001年5月 都築木材㈱入社 2013年4月 同社取締役 2022年4月 同社常務取締役(現任) 海外本部本部長 2025年6月 当社取締役就任(現任)	(注)4	—
取締役	上嶋 修一	1947年4月14日生	1970年4月 みくに工業㈱入社 1973年6月 三信建材㈱(ミサワホーム箕輪工 場)入社 1984年4月 信州住宅工業㈱(ミサワホーム伊那 工場)入社 1989年3月 同社取締役伊那工場長 1996年10月 ㈱ミサワテクノ取締役伊那工場長 1998年10月 同社取締役松本工場長 2001年6月 ミサワセラミックス㈱常務取締役名 古屋工場長 2006年1月 院庄林業㈱入社 2009年11月 都築木材㈱入社 2020年12月 同社退社 2025年6月 当社取締役就任(現任)	(注)4	—
監査役 (常勤)	阿部 正義	1955年2月24日生	1980年7月 当社入社 1996年4月 当社経理部長 2002年4月 当社総務部長 2004年4月 当社経理部長 2013年6月 当社取締役就任 管理本部副本部長 当社経営企画部長 2013年10月 2015年6月 当社管理本部長 2020年6月 当社監査役就任(現任)	(注)5	15
監査役	串田 正克	1950年12月7日生	1986年4月 串田法律事務所(現串田・野口法律 事務所)開設(現任) 2001年6月 当社監査役就任(現任) 2011年6月 佐藤食品工業㈱監査役(現任)	(注)5	—
監査役	稲越 千束	1949年6月15日生	1975年3月 監査法人伊東会計事務所(現有限責 任 あずさ監査法人)入所 1980年9月 公認会計士登録 1998年7月 同監査法人代表社員 2011年7月 有限責任 あずさ監査法人退任 公認会計士稲越千束事務所開設(現 任) 2014年6月 当社監査役就任(現任)	(注)6	—
計					38

- (注) 1. 取締役西垣貴文、下平真治、吉田靖朗及び上嶋修一の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役串田正克及び稲越千束の両氏は、社外監査役であります。
3. 所有株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 2025年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 2026年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
河合 剛	1960年6月8日生	1986年6月 当社入社 2003年4月 当社経理部長 2005年10月 当社経営企画部長 2013年10月 当社企画開発部長兼品質保証部長 2015年4月 当社品質保証部長 2016年12月 当社内部監査室長 2019年12月 当社管理本部副本部長 2020年6月 当社管理本部長 2021年4月 当社執行役員管理本部長 2023年7月 当社内部監査室長(現任)	2
野口 洋高	1975年5月12日生	2007年9月 弁護士登録 窪田法律特許事務所入所 2008年1月 ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業 2015年6月 串田法律事務所(現串田・野口法律事務所)入所(現任)	-

8. 当社は、経営と執行の分離を図り、更なるガバナンス体制の強化と経営人材の育成を目的に執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役との兼務3名を含め8名で構成されており、2026年6月26日現在の取締役兼務執行役員を除く執行役員は次のとおりであります。

役職名	氏名	役職名	氏名
執行役員 事業開発推進室長	今井 忍	執行役員 内装建材事業本部副本部長	田島 宣浩
執行役員 木構造事業本部長	服部 賢昇	執行役員 管理本部長	田口 浩司
執行役員 内装建材事業本部副本部長	帖佐 浩人		

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。

社外取締役西垣貴文は西垣林業株式会社の代表取締役副社長であります。同社は当社の議決権の10.2%を所有する主要株主ではありますが、直接的な取引高は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しており、上場金融商品取引所の定める独立役員に指定しております。

社外取締役下平真治及び吉田靖朗は都築木材株式会社の常務取締役であります。同社は当社の議決権の40.3%を所有するその他の関係会社であり、製品の販売及び資材調達における取引先の1社であります。

社外取締役上嶋修一は、長年にわたり、大手住宅メーカーに在籍され取締役工場長を務められるなど、製造現場の生産性向上に資する豊富な経験と知見を有しており、過去に都築木材株式会社に一定期間在籍しておりましたが、退社から一定以上の期間が経過していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しており、上場金融商品取引所の定める独立役員に指定しております。

社外監査役串田正克は弁護士(串田・野口法律事務所代表)であり、その中立的な立場から、上場金融商品取引所の定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に指定しております。

社外監査役稲越千束は公認会計士(公認会計士稲越千束事務所代表)であり、その中立的な立場から、上場金融商品取引所の定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に指定しております。

社外取締役4名及び社外監査役2名と当社の間には、いずれも人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する特段の基準を設けておりませんが、社外取締役については、経営全般の監督機能が発揮できる立場にあり、そのための必要な見識、経験を有していること、社外監査役については、高い専門性、多角的な視点からあるいは中立的見地から監査が行える豊富な経験や幅広い知見を有していることを選任の基本方針としております。

社外取締役は、それぞれ経営全般に対する幅広い視点からの確かな提言を行っており、選任状況は適切であると考えております。社外監査役は、上場金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たすなど高い独立性を有する

ほか、専門性、中立的視点から取締役の業務執行の適法性や取締役会の意思決定の適正性を確保するための役割を果たしており選任状況は適切であると考えております。

ガバナンスの強化、事業運営の質的向上を図るため、社外取締役及び社外監査役のみで構成するミーティングを定期的開催し、専門的かつ独立的見地からの事業運営に資する提言をまとめ、執行側への提案を行っております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、取締役会構成員11名のうち6名が独立役員を含む社外取締役及び社外監査役で構成されております。取締役会等における議論についても、各々の専門的見地から意思決定又は進捗管理等について、客観的かつ中立的な提言がなされるなど、経営全般における監査、監督が的確に行われております。

常勤監査役と内部監査室は常に連携する体制となっており、常勤監査役は内部監査室が行う各部署への業務監査に同行しており、また会計監査人との連携については、監査講習会の出席や在庫等棚卸資産監査への同行を始め緊密な連携を図っております。

内部統制に関しては、これを統括する管理本部長のもとで組織するインターナルコントロール委員会及びその複数の分科会において、いずれも内部監査室の出席のもと会計監査人、内部監査室からの指摘をもとに議論がなされ改善を推進しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は3名で構成しており、うち2名を社外監査役としております。

監査役は取締役会など重要会議に出席するとともに、代表取締役との定期的な会合を通じて意見交換を行っております。また、業務執行に関する重要書類の閲覧を行うほか、必要に応じて取締役等から業務の報告を受けることにより業務執行に関する監査を行っております。

なお、社外監査役申田正克は弁護士（申田・野口法律事務所代表）であり、企業法務及び法律に関する知見を有しており、社外監査役稲越千束は公認会計士（公認会計士稲越千束事務所代表）であり、財務及び会計に関する知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数
常勤監査役	阿部 正義	全13回中13回
社外監査役	申田 正克	全13回中13回
社外監査役	稲越 千束	全13回中13回

監査役会における具体的な検討事項は、監査の方針、監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、取締役等の職務の執行状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性などであります。

また、常勤監査役の活動として、取締役等との意思疎通、社内の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社及び各工場等における業務及び財産の状況調査、関係会社等の事業報告の確認、会計監査人からの監査結果の報告の確認などを行っております。加えて、取締役会において、監査報告書に基づく報告及び内部統制システムに関する指摘・提言並びに取締役会の実効性評価に関する意見表明等を行っております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査の組織として、社長直轄の内部監査室（2名）を設置しております。内部監査室は定期的に各部門における業務及び財産の状況を監査するとともに、必要に応じて関係者への聴取及び調査を行い、その内容は社長に対し報告を行っております。また、内部統制のモニタリング機能として、全社又は各部門における業務の適正性及び効率性の評価及び監査を行っております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携については、内部監査室が行う監査の結果や内部統制の評価の状況等について定期的に報告を行い、相互に情報交換を行うなど常に連携を図っております。会計監査人の監査計画に基づき実施される監査業務に関する定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人が行う監査講習会への出席、在庫等棚卸資産監査への立会いに同行するなど、緊密な連携による監査の効率化と質的向上を図っております。加えて、取締役会において、業務監査に関する報告や財務諸表に係わる内部統制の監査状況に関する報告を行うとともに、改善すべき事項についてはインターナルコントロール委員会又は各会議体において報告し、指摘事項の改善を促しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

かがやき監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

林 克則

牛丸 智詞

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務における補助者は公認会計士7名、公認会計士試験合格者2名及びその他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役及び監査役会が、かがやき監査法人を会計監査人に選任している理由は、当社監査役会の会計監査人評価・選定基準に照らし、同会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、また当社の事業分野の知見を有しているなど総合的に勘案した結果、適任と判断しております。

監査法人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が監査法人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役により、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は監査法人の評価にあたり、かがやき監査法人より、品質管理体制の聴取や関連資料による確認、並びに内部監査室ほか各部署及び業務担当者からの意見、情報を入手したうえで検証を行っております。その結果、監査チームと当社の監査体制との連携を含め、同会計監査人の品質管理体制等も勘案し監査が適正に行われていると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
22	—	22	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、当社の事業規模、特性、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は以下のとおりであります。

1年に一度、会計監査人の報酬改定に関し、監査の品質、また監査計画から想定される執務時間及び監査業務の内容等の検証を行うとともに同業他社における監査報酬の水準等も勘案しながら、会計監査人と協議を行っております。こうしたプロセスも経たうえで決定していることから監査報酬は妥当と判断し同意しているものです。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しており、その内容は次のとおりです。

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、定時株主総会における報酬限度額の範囲内（役員退職慰労金を除く）において、内規に基づく役位、担当職務、他社水準及び従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し決定する。

報酬は月額固定報酬、取締役賞与及び役員退職慰労金で構成する。

a. 月額固定報酬

個々の取締役の報酬の決定に関し、当該年度の業績等並びに各職責を踏まえ、取締役会において決議する。

b. 取締役賞与

当該年度の業績等を総合的に判断したうえで、取締役会において支給の有無及び総額を決議する。取締役会決議に基づき、代表取締役社長が個々の取締役の支給額について委任を受けるものとする。

c. 役員退職慰労金

役員退職慰労金支給規程において、金額又は算定方法を定める。

支給時期については、取締役を退任する時をもって、応ずる年度に開催する定時株主総会の決議により支払うものとする。

監査役の報酬については株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役割分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。

なお、当事業年度の役員の報酬等の額については、上記の基本方針等に従い取締役会及び監査役会により協議の上、決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬は、2004年6月25日開催の第45期定時株主総会において報酬限度額が決議されており、その内容は取締役が年額1億円以内（定款で定める員数は12名以内、当該定時株主総会終結時点の員数は7名）、監査役が年額30百万円以内（定款で定める員数は4名以内、当該定時株主総会終結時点の員数は4名）であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	61	54	—	7	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	11	10	—	0	—	1
社外役員	20	18	—	2	—	7

(注) 上記の退職慰労金は、退任取締役に対する退職慰労金の支払1百万円及び当事業年度中の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した9百万円（取締役7百万円、監査役0百万円及び社外役員1百万円）であります。

③ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資を目的とした株式投資を行わないことを原則としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は株式投資を行わないことを原則としているため直接的な株式投資はありませんが、円滑な取引関係を維持するため、主要取引先（1社）の協力会社持株会に加入しております。本会の加入については社外役員への説明等十分な協議のもと行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	15

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	1	取引会社の持株会を通じた株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
大東建託(株) (協力会 持株会)	4,152	760	主要販売先であり、円滑な取引関係を維持するため持株会に加入しております。 株式数の増加は持株会への拠出によるものであります。	無
	15	11		

(注) 1. 特定投資株式の定量的な保有効果については記載が困難なため省略しております。保有の合理性については、社外役員への十分な説明を行ったうえ検証されております。

2. 当事業年度における株式数の増加のうち、3,185株は、2025年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割が行われたものであります。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

社是の基本理念及びコーポレートスローガンに掲げる「伝えたい 届けたい WOOD IDEA」の体現と事業の持続的成長を支えるための最重要経営資源である人材の育成・確保を第一義と位置づけております。その実現に向け、公平かつ透明性の高い人事諸制度の構築や安心・安全で働きやすい職場環境の向上を継続的に推進するとともに、向上心と挑戦意欲の醸成及び高い倫理観の涵養を人事施策の核心と定めております。

個別にはOJTまたはOFFJTによる多様な成長機会を提供するとともに、行動指針として「seven philosophy（社員手帳）」により、全従業員に価値観を共有・浸透させております。また、社内報等を通じて組織のコミュニケーションを推進し、KPI設定によるPDCAサイクルを確立して施策の進捗を管理・改善することで、企業理念に基づく思考・行動の定着と信頼獲得及び事業価値の創造を追求いたします。

当社の賃金体系の骨子として、従業員の発揮能力や職務範囲に応じて等級を定義する資格等級制度を運用しております。本制度を通じて現時点の自身の役割や次に目指すべきステップを可視化することによるキャリアパスの透明化とモチベーションの向上、客観的な基準に基づく公平な評価と処遇による納得感の確保、更には個人の実力向上に応じて柔軟に昇給・昇格を行うことによる中長期的な視点に立った計画的な人材開発を実現し、従業員の自律的な成長を後押しすることで組織全体のパフォーマンスの最大化を図っております。

当社の人材戦略は、以下の柱に基づき推進してまいります。

1. 多様な人材の確保と活躍推進

当社は、人物本位の基本方針のもと、性別、年齢等の属性に捉われない公正な選考を実施し、優秀な人材の確保及び継続的な育成に努めております。新卒採用及びキャリア採用の双方を積極的に推進するとともに、人材の登用においても属性を問わず、能力と実績に基づく評価を徹底しております。また、多様な人材がその能力を発揮できる職場環境の構築を重要課題と位置づけ、具体的には、仕事と育児の両立支援を強化し、男女を問わず育児休業の取得促進や女性の役職登用を推進しております。更に、当社事業拠点の地域特性を鑑み、外国人材の採用を順次拡大しております。就業環境の整備のみならず、業務に対するモチベーションの向上を図る各種施策を実施し、多様な人材が安心かつ意欲的に就業できる、包摂的（インクルーシブ）な組織風土の醸成に尽力しております。

2. 戦略的な人材育成と能力開発

当社は、激変する事業環境に迅速に対応し、企業の持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、組織の中核を担う次世代リーダーの育成と従業員の士気向上を重要課題として位置づけ、その具体的な施策として、各階層に応じた実践的な教育を継続的に実施しております。中堅社員を対象とした長期研修においては、専門能力の習得に加え、多角的な視点に基づく課題解決能力や論理的思考力の醸成を図り、また、管理職向けの研修においては、リーダーシップ及び組織のパフォーマンスの強化に資するマネジメント能力、及び戦略的思考の向上に主眼に置いた研修を実施しております。これら人材育成投資を通じて、従業員一人ひとりの自律的なキャリア形成とエンゲージメントの向上を促し、より強固な人材基盤を確立してまいります。

3. 働きがいのある職場環境の整備とエンゲージメント向上

当社は、従業員一人ひとりが心身ともに健康で、持てる能力を最大限に発揮できる環境こそが企業の持続的成長の源泉であるとの認識のもと、多角的な観点から人事諸制度を設計・運用しております。具体的には、風通しの良い企業風土の醸成、安心・安全な職場環境の整備、柔軟な働き方を支えるワーク・ライフ・バランスの推進、自律的なキャリア構築に向けた能力開発の促進、並びに生活基盤の安定に向けた包括的な支援を展開しております。また、組織内の連携強化を目的として、Web社内報を活用した積極的な情報発信を行っており、経営陣のメッセージや各部門の取り組みをタイムリーに共有することで、社内コミュニケーションの活性化と相互理解を深め、心理的安全性が高く一体感のある企業風土の醸成を推進しております。更に、労働市場における採用競争力の強化及び人材の定着率（リテンション）向上を重要課題と捉え、働きがいと働きやすさの両立を目指した改善を進めており、その一環として、年間休日数の増加や各種手当の見直しといった、処遇改善施策を講じており、組織全体のエンゲージメント向上に努めております。

(2) 【従業員の状況】

① 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
376 [125]	42.5	16.1	5,440,722	4.9

セグメントの名称	従業員数 (人)
内装建材事業	253 [96]
木構造事業	99 [26]
報告セグメント計	352 [122]
その他	1 [—]
全社 (共通) 等	23 [3]
合計	376 [125]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 60歳定年制度を採用しております。ただし、本人が希望する場合には、嘱託として採用しております。
 4. 全社 (共通) 等として記載されている従業員数は、本社管理部門に所属しているものであります。

② 労働組合の状況

当社には、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

③ 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当事業年度						補足説明
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 (%) (注)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注)		労働者の男女の賃金の額の差異 (%) (注)			
	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
0.0	50.0	0.0	80.1	73.6	91.5	—

- (注) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、かがやき監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、対応ができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、主に管理部において、研修会等への参加をしております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,197	743
受取手形	138	18
電子記録債権	1,029	922
売掛金	2,873	2,724
契約資産	8	49
商品及び製品	220	294
仕掛品	397	484
原材料及び貯蔵品	741	733
未収入金	125	152
その他	53	50
貸倒引当金	△5	△4
流動資産合計	6,782	6,168
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※3 532	※3 592
構築物（純額）	※3 29	※3 76
機械及び装置（純額）	※3 154	※3 710
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	9	12
土地	2,659	2,686
リース資産（純額）	183	196
建設仮勘定	266	81
山林	11	11
有形固定資産合計	※1 3,848	※1 4,368
無形固定資産		
ソフトウェア	※3 51	※3 60
その他	8	50
無形固定資産合計	60	110
投資その他の資産		
投資有価証券	11	15
関係会社株式	12	12
出資金	0	0
破産更生債権等	0	0
長期前払費用	6	4
前払年金費用	140	214
繰延税金資産	46	22
差入保証金	17	16
会員権	0	0
保険積立金	15	15
投資その他の資産合計	251	301
固定資産合計	4,159	4,781
資産合計	10,942	10,949

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	90	50
電子記録債務	863	495
買掛金	985	928
短期借入金	—	400
1年内返済予定の長期借入金	365	400
リース債務	33	49
未払金	200	223
未払費用	119	121
未払法人税等	41	29
預り金	38	38
返金負債	3	2
賞与引当金	160	150
設備関係支払手形	13	27
設備関係未払金	35	103
その他	66	4
流動負債合計	3,016	3,025
固定負債		
長期借入金	1,345	1,525
リース債務	186	212
役員退職慰労引当金	70	78
資産除去債務	3	3
その他	6	5
固定負債合計	1,612	1,825
負債合計	4,628	4,851
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,473	2,473
資本剰余金		
資本準備金	2,675	2,675
資本剰余金合計	2,675	2,675
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	2	2
繰越利益剰余金	1,405	1,188
利益剰余金合計	1,408	1,190
自己株式	△244	△244
株主資本合計	6,312	6,094
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	2
評価・換算差額等合計	1	2
純資産合計	6,313	6,097
負債純資産合計	10,942	10,949

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高		
製品売上高	15,106	15,177
商品売上高	292	394
その他の売上高	20	18
売上高合計	※1 15,419	※1 15,589
売上原価		
製品売上原価		
製品期首棚卸高	261	220
当期製品製造原価	※3 12,842	※3 13,241
合計	13,103	13,462
製品期末棚卸高	220	294
製品売上原価	※2 12,883	※2 13,168
商品売上原価		
商品期首棚卸高	—	—
当期商品仕入高	233	320
合計	233	320
商品期末棚卸高	—	—
商品売上原価	233	320
その他の原価	5	5
売上原価合計	13,122	13,494
売上総利益	2,297	2,094
販売費及び一般管理費		
販売運賃	964	987
広告宣伝費	8	17
販売促進費	5	4
役員報酬	79	82
給料及び手当	440	447
賞与	37	35
賞与引当金繰入額	40	35
退職給付費用	2	△3
役員退職慰労引当金繰入額	10	9
法定福利費	90	88
旅費及び交通費	28	29
租税公課	53	51
減価償却費	4	5
賃借料	33	34
研究開発費	※3 60	※3 60
支払手数料	96	108
その他	157	155
販売費及び一般管理費合計	2,113	2,151
営業利益又は営業損失(△)	183	△56

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	8	7
受取手数料	1	1
その他の雇用関連収入	—	0
スクラップ売却益	2	1
資材売却益	1	1
保険差益	2	0
その他	1	2
営業外収益合計	17	15
営業外費用		
支払利息	9	16
為替差損	1	2
その他	0	0
営業外費用合計	11	19
経常利益又は経常損失 (△)	189	△60
特別利益		
その他	0	—
特別利益合計	0	—
特別損失		
固定資産廃棄売却損	※4 0	※4 27
減損損失	※5 1	※5 1
特別損失合計	1	28
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	187	△89
法人税、住民税及び事業税	17	15
法人税等調整額	△14	22
法人税等合計	2	38
当期純利益又は当期純損失 (△)	184	△127

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
I 材料費			8,897	69.6	8,870	66.5
II 労務費			2,220	17.3	2,318	17.4
III 経費						
1. 減価償却費		127			226	
2. 外注加工費		778			1,111	
3. その他		772	1,678	13.1	801	2,140
16.1						
当期総製造費用			12,796	100.0	13,328	100.0
仕掛品期首棚卸高			444		397	
合計			13,240		13,726	
仕掛品期末棚卸高			397		484	
当期製品製造原価			12,842		13,241	

原価計算の方法

予定原価に基づく工程別製品別総合原価計算を実施しております。

原価差額は期末において製品、仕掛品、売上原価に配賦しております。

ただし、構造部材については実際原価に基づく個別原価計算を実施しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,473	2,675	2,675	2	1,310	1,312
当期変動額						
剰余金の配当					△89	△89
圧縮記帳積立金の取崩				△0	0	－
当期純利益					184	184
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	△0	95	95
当期末残高	2,473	2,675	2,675	2	1,405	1,408

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△244	6,216	2	2	6,219
当期変動額					
剰余金の配当		△89			△89
圧縮記帳積立金の取崩		－			－
当期純利益		184			184
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1	△1	△1
当期変動額合計	△0	95	△1	△1	94
当期末残高	△244	6,312	1	1	6,313

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,473	2,675	2,675	2	1,405	1,408
当期変動額						
剰余金の配当					△89	△89
圧縮記帳積立金の取崩				△0	0	－
当期純損失（△）					△127	△127
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	△0	△217	△217
当期末残高	2,473	2,675	2,675	2	1,188	1,190

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△244	6,312	1	1	6,313
当期変動額					
剰余金の配当		△89			△89
圧縮記帳積立金の取崩		－			－
当期純損失（△）		△127			△127
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1	1	1
当期変動額合計	△0	△217	1	1	△215
当期末残高	△244	6,094	2	2	6,097

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	187	△89
減価償却費	134	236
減損損失	1	1
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10	△10
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△48	△73
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	10	8
受取利息及び受取配当金	△8	△7
支払利息	9	16
固定資産除売却損益 (△は益)	0	27
売上債権の増減額 (△は増加)	68	336
棚卸資産の増減額 (△は増加)	170	△152
仕入債務の増減額 (△は減少)	△177	△465
その他	△45	△57
小計	312	△228
利息及び配当金の受取額	8	7
利息の支払額	△9	△17
法人税等の還付額	25	0
法人税等の支払額	△7	△26
営業活動によるキャッシュ・フロー	328	△264
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△472	△622
無形固定資産の取得による支出	△30	△34
投資有価証券の取得による支出	△0	△1
その他	△0	△16
投資活動によるキャッシュ・フロー	△505	△674
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	400
長期借入れによる収入	700	600
長期借入金の返済による支出	△341	△385
自己株式の取得による支出	△0	△0
リース債務の返済による支出	△25	△41
配当金の支払額	△89	△89
財務活動によるキャッシュ・フロー	243	484
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	66	△454
現金及び現金同等物の期首残高	1,130	1,197
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,197	※ 743

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・仕掛品

総平均法による原価法 (ただし、構造部材については個別法による原価法)

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(2) 原材料

月次総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物 (建物附属設備を除く)

定額法

建物以外

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～38年

機械及び装置 8年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与の支給規程による支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用 (投資その他の資産) に計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- (1) 商品及び製品の販売
内装建材事業における内装部材及び木構造事業における構造部材の販売については、主に顧客に商品及び製品を引き渡した時点で商品及び製品の支配が顧客に移転すると判断しておりますが、国内の販売については出荷時から引渡時までの期間が通常の間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。
なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する仕入の対価を差し引いた純額で収益を認識しております。
また、金利値引き、リベート、協賛金等の変動対価については、収益を認識する時点でその額を見積り、収益の額から控除するとともに返金負債を計上しております。
- (2) 工事請負契約
木構造事業における施設建築及び住宅構造躯体建て方の工事請負契約については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。
なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負工事については、検収時点において収益を認識しております。
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産22百万円を計上しております。繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺前の金額は、繰延税金資産92百万円及び繰延税金負債69百万円であります。当該繰延税金資産92百万円は、繰延税金資産の総額454百万円から、将来減算一時差異に係る評価性引当額362百万円を控除した金額であります。

2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消による課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。

繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく将来の課税所得の見積額、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断しております。

当事業年度の繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、会社分類を判断の上、事業計画を基礎とした課税所得の見積額に基づいて、一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能と認められる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当事業年度末の繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたって、当社の将来の収益に与える影響を客観的に予測することが困難であることから、以下の仮定を用いて作成した翌事業年度の事業計画を基礎とした課税所得の見積額に基づき、繰延税金資産の回収可能性について判断しております。

長期化するウクライナや中東情勢の複雑化を含む地政学リスクの高まり、中国経済の回復の遅れに加え、米国の保護貿易主義への懸念や金融政策の不確実性など、世界経済全体の先行き不透明感が増しております。

このような状況下で、市況の悪化と、関税やグローバルサプライチェーンの再編に伴う木材資源の流通変化による、更なるコスト増や調達難が懸念され、これらの影響は翌事業年度も続くものと想定しております。

上記のとおり、非常に不透明な経済環境を背景とし、新設住宅着工戸数は減少傾向が予測されますが、経営目標及び重点課題を着実に実行していくことで、翌事業年度の売上高は増収を見込んでおります。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度において、課税所得の見積額が減少し回収可能性がないと判断された場合は、繰延税金資産の取り崩しが発生し翌事業年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
	7,279百万円	6,967百万円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約を締結しております。
これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座借越極度額の総額	2,200百万円	2,200百万円
借入実行残高	—	400
差引額	2,200	1,800

※3 圧縮記帳

過年度に取得した資産のうち、国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳額は以下のとおりであり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	50百万円	50百万円
構築物	0	0
機械及び装置	100	100
ソフトウェア	6	6
計	157	157

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 棚卸資産

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損（△は戻入益）が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
5百万円	13百万円

※3 研究開発費の総額

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
72百万円	74百万円

※4 固定資産廃棄売却損の内訳

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
廃棄損		
建物	0百万円	3百万円
機械装置	—	5
工具器具備品	—	0
その他	0	18
計	0	27
廃棄売却損合計	0	27

※5 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

場所	用途	種類
岐阜県加茂郡白川町	遊休資産	土地

当社は、事業部門別を基本としてグルーピングしており、賃貸及び将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。

また、事業の用に供していない遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失1百万円として特別損失に計上しました。その内訳は全額土地であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基に算定した額により評価しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

場所	用途	種類
岐阜県加茂郡白川町	遊休資産	土地

当社は、事業部門別を基本としてグルーピングしており、賃貸及び将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。

また、事業の用に供していない遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失1百万円として特別損失に計上しました。その内訳は全額土地であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基に算定した額により評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	4,673	—	—	4,673
合計	4,673	—	—	4,673
自己株式				
普通株式(注)	209	0	—	209
合計	209	0	—	209

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	44	10	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	44	10	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	44	利益剰余金	10	2025年3月31日	2025年6月27日

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	4,673	—	—	4,673
合計	4,673	—	—	4,673
自己株式				
普通株式（注）	209	0	—	209
合計	209	0	—	209

（注） 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	44	10	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	44	10	2025年9月30日	2025年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次の剰余金の配当に関する事項は、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	44	利益剰余金	10	2026年3月31日	2026年6月29日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
現金及び預金勘定	1,197百万円	743百万円
現金及び現金同等物	1,197	743

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、内装建材事業及び木構造事業における太陽光発電システム（機械及び装置）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、内装建材事業及び木構造事業における太陽光発電システム（機械及び装置）及び車両（車両運搬具）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金収支計画に照らして、設備投資資金及び運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座借越契約を締結しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、各事業部門において、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の財務状況等を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、管理部において定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に設備投資資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。

資金調達に係る流動リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持並びに取引銀行との間に当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結する等により流動化リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の期末日現在における営業債権のうち15.2%が株式会社L I X I Lに対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券（※2） 其他有価証券	11	11	—
資産計	11	11	—
(1) 長期借入金（※3）	1,711	1,693	△17
負債計	1,711	1,693	△17

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券（※2） 其他有価証券	15	15	—
資産計	15	15	—
(1) 長期借入金（※3）	1,926	1,885	△40
負債計	1,926	1,885	△40

※1. 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）
関係会社株式 非上場株式等	12	12

※3. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,197	—	—	—
受取手形	138	—	—	—
電子記録債権	1,029	—	—	—
売掛金	2,873	—	—	—
合計	5,240	—	—	—

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	743	—	—	—
受取手形	18	—	—	—
電子記録債権	922	—	—	—
売掛金	2,724	—	—	—
合計	4,408	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	365	315	300	285	210	235
合計	365	315	300	285	210	235

当事業年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	400	386	371	296	235	236
合計	400	386	371	296	235	236

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2025年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11	—	—	11
資産計	11	—	—	11

当事業年度 (2026年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	15	—	—	15
資産計	15	—	—	15

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2025年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (※)	—	1,693	—	1,693
負債計	—	1,693	—	1,693

※1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度 (2026年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (※)	—	1,885	—	1,885
負債計	—	1,885	—	1,885

※1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によって算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度 (2025年3月31日)

1. 関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
関連会社株式	12

2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	11	9	1
	合計	11	9	1

(注) 当該有価証券の減損処理に当たっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、原則として減損処理を行っております。

また、上記以外に下記の状態にある場合についても、原則として減損処理を行っております。

- ・過去2年間にわたり時価が取得原価に比べて30%以上50%未満継続して下落した場合
- ・株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
- ・株式の発行会社が2期連続で損失を計上し翌期も損失が予想される場合

当事業年度 (2026年3月31日)

1. 関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
関連会社株式	12

2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	15	11	4
	合計	15	11	4

(注) 当該有価証券の減損処理に当たっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、原則として減損処理を行っております。

また、上記以外に下記の状態にある場合についても、原則として減損処理を行っております。

- ・過去2年間にわたり時価が取得原価に比べて30%以上50%未満継続して下落した場合
- ・株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
- ・株式の発行会社が2期連続で損失を計上し翌期も損失が予想される場合

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,389百万円	1,274百万円
勤務費用	61	52
利息費用	16	24
数理計算上の差異の発生額	△119	△105
退職給付の支払額	△74	△84
退職給付債務の期末残高	1,274	1,161

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	1,674百万円	1,641百万円
期待運用収益	16	16
数理計算上の差異の発生額	△36	93
事業主からの拠出額	60	58
退職給付の支払額	△74	△84
年金資産の期末残高	1,641	1,724

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,274百万円	1,161百万円
年金資産	△1,641	△1,724
未積立退職給付債務	△366	△563
未認識数理計算上の差異	225	348
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△140	△214
前払年金費用	△140	△214
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△140	△214

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	61百万円	52百万円
利息費用	16	24
期待運用収益	△16	△16
数理計算上の差異の費用処理額	△50	△76
確定給付制度に係る退職給付費用	11	△15

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
債券	48.5%	49.6%
株式	27.2	26.8
オルタナティブ投資	8.4	8.0
生命保険一般勘定	7.2	6.7
その他	8.7	8.9
合 計	100.0	100.0

(注) オルタナティブ投資は、主にヘッジファンド等への投資であり、複数の銘柄に分散して投資しております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
割引率	1.90%	2.80%
長期期待運用収益率	1.0%	1.0%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1百万円	1百万円
賞与引当金	48	47
役員退職慰労引当金	21	24
減損損失	277	245
繰越欠損金	1	87
その他	48	48
繰延税金資産小計	399	454
評価性引当額 (注)	△307	△362
繰延税金資産合計	92	92
繰延税金負債		
前払年金費用	△44	△67
圧縮記帳積立金	△1	△0
除去債務資産	△0	△0
株式等評価差額金	△0	△1
繰延税金負債合計	△45	△69
繰延税金資産の純額	46	22

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	税引前当期純損失と なっているため、差異 原因の注記を省略して おります。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.2	
住民税均等割	8.3	
評価性引当額の増減	△36.6	
その他	0.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.6	

(持分法損益等)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(公共施設等運営事業関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) 財又はサービスの種類別

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	内 装 建材事業	木 構 造 事 業	計		
階段・手摺	4,603	—	4,603	—	4,603
カウンター	2,050	—	2,050	—	2,050
和風造作材・框・洋風造作材	1,429	—	1,429	—	1,429
プレカット加工材	—	5,506	5,506	—	5,506
住宅パネル	—	604	604	—	604
施設建築・建て方請負い	—	624	624	—	624
その他	295	288	584	—	584
顧客との契約から生じる収益	8,380	7,024	15,405	—	15,405
その他の収益	—	—	—	14	14
外部顧客への売上高	8,380	7,024	15,405	14	15,419

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

(2) 収益認識の時期別

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	内 装 建材事業	木 構 造 事 業	計		
一時点で移転される財	8,380	6,556	14,937	—	14,937
一定の期間にわたり移転される財	—	468	468	—	468
顧客との契約から生じる収益	8,380	7,024	15,405	—	15,405
その他の収益	—	—	—	14	14
外部顧客への売上高	8,380	7,024	15,405	14	15,419

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(1) 財又はサービスの種類別

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	内 装 建材事業	木 構 造 事 業	計		
階段・手摺	4,501	—	4,501	—	4,501
カウンター	2,083	—	2,083	—	2,083
和風造作材・樞・洋風造作材	1,303	—	1,303	—	1,303
プレカット加工材	—	5,223	5,223	—	5,223
住宅パネル	—	699	699	—	699
施設建築・建て方請負い	—	1,135	1,135	—	1,135
その他	401	229	630	—	630
顧客との契約から生じる収益	8,289	7,287	15,577	—	15,577
その他の収益	—	—	—	12	12
外部顧客への売上高	8,289	7,287	15,577	12	15,589

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

(2) 収益認識の時期別

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	内 装 建材事業	木 構 造 事 業	計		
一時点で移転される財	8,289	6,219	14,509	—	14,509
一定の期間にわたり移転される財	—	1,068	1,068	—	1,068
顧客との契約から生じる収益	8,289	7,287	15,577	—	15,577
その他の収益	—	—	—	12	12
外部顧客への売上高	8,289	7,287	15,577	12	15,589

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、工事請負契約について事業年度末日時点で履行義務を充足しておりますが未請求である対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。このため、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、各事業部門において集成材等を使用した住宅部材を品目別に生産販売しております。

当社は、集成材等を使用した住宅部材の生産販売を行う「内装建材事業」、「木構造事業」の2つの事業を報告セグメントとしております。

「内装建材事業」は、内装部材（階段・手摺・カウンター・和風造作材・框・洋風造作材）の生産販売、「木構造事業」は、構造部材（プレカット加工材・住宅パネル）の生産販売を行っております。なお、「木構造事業」には施設建築及び住宅構造躯体の建て方請負いも含まれております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2・3	財務諸表 計上額 (注) 4
	内装 建材事業	木 構 造 事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	8,380	7,024	15,405	14	15,419	—	15,419
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1	4	6	—	6	△6	—
計	8,382	7,029	15,411	14	15,425	△6	15,419
セグメント利益	13	164	177	6	183	—	183
セグメント資産	2,676	2,244	4,921	76	4,997	5,945	10,942
その他の項目							
減価償却費	28	96	125	2	128	6	134
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	132	388	521	—	521	77	599

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

2. 売上高の調整額は、セグメント間の取引消去であります。

3. セグメント資産及びその他の項目の調整額は本社管理部門及び全社共用資産等であります。

4. セグメント利益の合計額は、損益計算書の営業利益と一致しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2・3	財務諸表 計上額 (注) 4
	内装 建材事業	木 構 造 事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	8,289	7,287	15,577	12	15,589	—	15,589
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	3	3	—	3	△3	—
計	8,289	7,291	15,581	12	15,593	△3	15,589
セグメント利益又は損失(△)	△22	△37	△60	4	△56	—	△56
セグメント資産	3,053	2,600	5,654	21	5,675	5,274	10,949
その他の項目							
減価償却費	56	166	223	2	225	10	236
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	318	445	764	—	764	55	819

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

2. 売上高の調整額は、セグメント間の取引消去であります。

3. セグメント資産及びその他の項目の調整額は本社管理部門及び全社共用資産等であります。

4. セグメント利益又は損失(△)の合計額は、損益計算書の営業損失と一致しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%以上を占める単一の外部顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%以上を占める単一の外部顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	内装建材事業	木構造事業	その他	全社・消去	財務諸表計上額
減損損失	—	—	—	1	1

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は賃貸事業であります。

2. 「全社・消去」の金額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減損損失であります。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	内装建材事業	木構造事業	その他	全社・消去	財務諸表計上額
減損損失	—	—	—	1	1

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は賃貸事業であります。

2. 「全社・消去」の金額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

1. 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社（当該会社の子会社を含む）	都築木材(株)	長野県伊那市	20	住宅建築資材の製造・販売	(被所有) 直接40.3%	当社製品の販売及び原材料の仕入 役員の兼任	木質建材の販売	171	売掛金	17
							原材料の仕入	1,444	買掛金	106
	西垣林業(株)	奈良県桜井市	75	木材卸売・製材加工・林業経営・建築請負	(被所有) 直接10.2%	原材料の仕入 役員の兼任	原材料の仕入	205	買掛金	14

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 木質建材の販売については、価格その他の取引条件は当社と関係を有しない他の当事者と同様に決定しております。
 - ② 原材料の仕入については、価格その他の取引条件は当社と関係を有しない他の当事者と同様に決定しております。
2. 都築木材株式会社は、当社役員都築寛明氏及びその近親者が議決権の過半数を間接所有しております。
 3. 西垣林業株式会社は、当社役員西垣貴文氏及びその近親者が議決権の過半数を間接所有しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社（当該会社の子会社を含む）	都築木材(株)	長野県伊那市	20	住宅建築資材の製造・販売	(被所有) 直接40.3%	当社製品の販売及び原材料の仕入 役員の兼任	木質建材の販売等	140	売掛金	31
							原材料の仕入	1,574	買掛金	145
	西垣林業(株)	奈良県桜井市	75	木材卸売・製材加工・林業経営・建築請負	(被所有) 直接10.2%	原材料の仕入 役員の兼任	原材料の仕入	134	買掛金	7

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 木質建材の販売については、価格その他の取引条件は当社と関係を有しない他の当事者と同様に決定しております。
 - ② 原材料の仕入については、価格その他の取引条件は当社と関係を有しない他の当事者と同様に決定しております。
2. 都築木材株式会社は、当社役員都築寛明氏及びその近親者が議決権の過半数を間接所有しております。
 3. 西垣林業株式会社は、当社役員西垣貴文氏及びその近親者が議決権の過半数を間接所有しております。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1,414円40銭	1,366円17銭
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額(△)	41円43銭	△28円66銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額	潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額については、潜在株式が存在し ないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額については、1株当たり当期純 損失であり、また、潜在株式が存在し ないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (百万円)	184	△127
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損 失金額(△)(百万円)	184	△127
期中平均株式数(千株)	4,463	4,463

(重要な後発事象)

特にありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）
		大東建託(株)（協力会持株会）	4,152	15
		計	4,152	15

(注) 株式数のうち3,185株は、2025年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割が行われたものであります。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （百万円）	当期末残高 （百万円）	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 （百万円）	当期償却額 （百万円）	差引当期末残 高 （百万円）
有形固定資産							
建物	3,052	114	32	3,133	2,541	49	592
構築物	696	49	—	746	670	3	76
機械及び装置	4,011	687	477	4,221	3,510	125	710
車両運搬具	26	1	—	28	27	0	0
工具、器具及び備品	169	7	6	170	158	4	12
土地	2,659	27	1 (1)	2,686	—	—	2,686
リース資産	232	44	20	256	59	30	196
建設仮勘定	266	111	296	81	—	—	81
山林	11	—	—	11	—	—	11
有形固定資産計	11,127	1,043	834 (1)	11,336	6,967	214	4,368
無形固定資産							
ソフトウェア	792	28	11	809	749	19	60
その他	11	55	10	56	6	2	50
無形固定資産計	804	83	21	866	755	22	110
長期前払費用	16	1	6	11	6	3	4

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは下記のとおりであります。

建物	増加額（百万円）	美濃加茂第4工場	51
機械及び装置	増加額（百万円）	美濃加茂第1工場	111
		美濃加茂第4工場	437
	減少額（百万円）	美濃加茂第1工場	149
		美濃加茂第4工場	272
リース資産	増加額（百万円）	本社	28
建設仮勘定	減少額（百万円）	本社	54
		美濃加茂第4工場	149

2. 「当期減少額」欄の（ ）は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	400	1.2	
1年以内に返済予定の長期借入金	365	400	1.1	—
1年以内に返済予定のリース債務	33	49	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,345	1,525	1.2	2028年～ 2032年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	186	212	—	2027年～ 2035年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,930	2,588	—	—

(注) 1. 平均利率を算定する際の利率及び残高は、期末の数値を使用しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	386	371	296	235
リース債務	48	43	39	21

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	5	4	—	5	4
賞与引当金	160	150	160	—	150
役員退職慰労引当金	70	9	1	—	78

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額によるものであります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	0
預金	
当座預金	734
普通預金	7
別段預金	0
小計	742
合計	743

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
(株)DMウッドラボ	10
(株)佐合木材	4
三協立山(株)	1
伊藤建材(株)	1
合計	18

期日別内訳

期日別	金額 (百万円)
2026年 4月	5
5月	9
6月	2
7月	1
合計	18

ハ. 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
ナイス(株)	197
(株)飯田産業	131
ジャパン建材(株)	89
渡辺パイプ(株)	66
双日建材(株)	58
その他	378
合計	922

期日別内訳

期日別	金額（百万円）
2026年 4月	266
5月	159
6月	340
7月	142
8月	13
合計	922

ニ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
(株)LIXIL	555
(株)エヌ・シー・エヌ	252
パナソニックハウジングソリューションズ(株)	222
(株)飯田産業	132
住友林業(株)	128
その他	1,433
合計	2,724

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	回収率（%）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
2,882	17,147	17,256	2,773	86.2	60.2

(注) 上記の金額には、売掛金に加え契約資産の金額が含まれております。

ホ. 商品及び製品

品目	金額（百万円）
商品	
住宅部材	—
製品	
内装部材	294
構造部材	—
合計	294

ヘ. 仕掛品

品目	金額（百万円）
内装部材	265
構造部材	219
合計	484

ト. 原材料及び貯蔵品

品目	金額 (百万円)
原材料	
原板	4
芯材	381
合板	231
単板	26
その他	63
小計	707
貯蔵品	
補助材料 (塗料及び接着剤他)	10
消耗工具その他	15
小計	26
合計	733

② 流動負債

イ. 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
(株)名古屋マシンセンター	25
シマツ株	8
(有)藤井研磨サービス	3
飛騨高山森林組合	2
リビング市原商事(有)	2
その他	8
合計	50

期日別内訳

期日別	金額 (百万円)
2026年 4月	18
5月	0
6月	21
7月	10
合計	50

ロ. 電子記録債務
相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
(株)大三商行	132
住友林業株	50
(株)ザイエンス	27
住友林業クレスト(株)	25
(株)ノダ	21
その他	238
合計	495

期日別内訳

期日別	金額（百万円）
2026年 4月	126
5月	23
6月	224
7月	120
合計	495

ハ. 買掛金

相手先	金額（百万円）
都築木材(株)	145
(株)エヌ・シー・エヌ	103
SMB建材(株)	49
ファーストウッド(株)	39
飛州木材(株)	37
その他	553
合計	928

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間会計期間	第3四半期	当事業年度
売上高（百万円）	3,850	7,693	11,886	15,589
税引前四半期純利益金額又は税引前中間（当期）（四半期）純損失金額（△）（百万円）	1	△9	△2	△89
中間（当期）（四半期）純損失金額（△）（百万円）	△7	△29	△31	△127
1株当たり中間（当期）（四半期）純損失金額（△）（円）	△1.78	△6.57	△7.11	△28.66

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額（△）（円）	△1.78	△4.80	△0.54	△21.55

(注) 当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行(株) 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株) _____ 無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は日本経済新聞に記載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.pronexus.co.jp/koukoku/7896/7896.html
株主に対する特典	3月31日現在、下記の株式を有する株主に対し、6月下旬よりQUOカードを交付します。 1単元以上、10単元未満 QUOカード 500円分 10単元以上 QUOカード 1,000円分

(注) 1. 当社定款の定めにより、株主の有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 特別口座に記録されている株式については、特別口座の管理機関である三井住友信託銀行(株) (東京都千代田区丸の内一丁目4番1号) で受付いたします。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第66期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月26日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月26日東海財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第67期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月7日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年6月26日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月19日

セブン工業株式会社
取締役会 御中

かがやき監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 林 克則
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 牛丸 智詞
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセブン工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セブン工業株式会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産22百万円が計上されている。注記事項（税効果会計関係）に記載のとおり、当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は92百万円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額454百万円から評価性引当額362百万円が控除されている。</p> <p>これらの繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識される。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断される。このうち、収益力に基づく将来の課税所得は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の定める会社分類を判断の上、事業計画を基礎として見積られるが、当該会社分類並びに将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画及びタックス・プランニング等は、経営者による主観的な判断と不確実性の高い見積り要素を伴い、繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>将来の売上高の予測に関する仮定の設定を含む、繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 将来課税所得の見積りの合理性の評価</p> <p>収益力に基づく将来課税所得の見積りの合理性を評価するため、主に次の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく会社分類の妥当性について検討した。 ・繰延税金資産の回収可能性の判断に使用された課税所得計画について、取締役会で承認された事業計画との整合性を確認した。 ・事業計画に含まれる将来売上高の予測の前提となる主要な仮定の合理性を評価するため、公表されている住宅着工件数の推移等との比較、受注状況、過去の市場動向等との整合性を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セブン工業株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、セブン工業株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。